

今 治 市 子 ど も ・ 子 育 て 会 議

会 議 次 第

日時 令和6年2月22日(木)
13時30分から15時30分(予定)
場所 今治市中央公民館 第1会議室

1 開 会

2 議 題

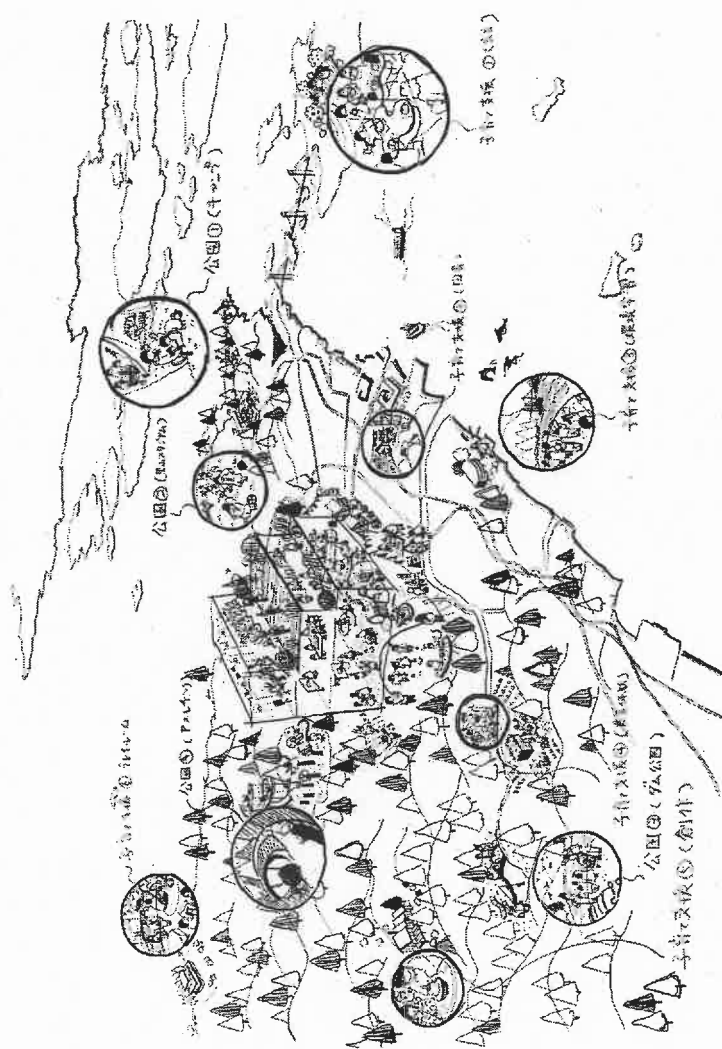
- 1 今治版ネウボラ拠点施設整備の検討について
- 2 今治市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

3 報 告

- 教育・保育部会について
- 未来子育て部会について

4 その他

5 閉 会



(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備 基本計画 (素案)

令和 6 (2024) 年3月

目次

はじめに.....	1	5. 管理・運営方針等.....	38
(1) 基本計画策定の趣旨.....	1	(1) 管理・運営の考え方.....	38
(2) 基本計画の構成.....	2	(2) 各施設の管理・運営のあり方.....	39
(3) 基本計画の位置づけ.....	3	6. 事業手法.....	41
1. 前提条件.....	4	(1) 事業手法に関する考え方.....	41
(1) 主な関連計画.....	4	(2) 想定される事業手法.....	42
(2) 敷地条件等.....	9	(3) 想定される事業手法.....	44
(3) 導入機能.....	12	7. 今後の進め方.....	47
2. 事業を取り巻く環境の整理.....	16	参考資料.....	48
(1) 国・県の施策動向.....	16	参考資料1 市民等意見.....	49
(2) 市民等意見.....	18	参考資料2 基本計画の策定経緯.....	50
(3) 先進事例.....	21		
3. 事業実施方針等.....	26		
(1) 拠点のあり方.....	26		
(2) 事業実施方針.....	27		
4. 施設整備計画.....	28		
(1) 想定施設規模.....	28		
(2) 施設整備の方向性.....	29		
(3) モデルプラン.....	32		
(4) 施設利用イメージ.....	35		
(5) 施設整備費等の想定.....	37		

はじめに

(1) 基本計画策定の趣旨

近年、少子化傾向はもとより、子育てを取り巻く環境の変化は著しく、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行による子育て世帯の孤立、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など、さまざまな社会課題を背景に、子育て家庭への支援は一層重要度を増しています。

今治市（以下、「本市」という。）においても、0歳から18歳までのすべての子育て世帯に寄り添い、こどもの成長や発達過程に適切なきめ細かな支援を切れ目なく行うために、令和4（2022）年度の組織改正により、こども未来部にネウボラ政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一体的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせたところです。しかし、中央保健センターや発達支援センター、子育て支援拠点事業所など、子育てに関する様々な施設が今治市内各所に点在しており、子育て世代が気兼ねなく相談できる併走型支援体制の一層の強化が求められています。

また、かねてより、こどもが真ん中親会議をはじめとする各種会議において、天候に左右されず安心して遊ぶことができる屋内外の遊び場所や、子育て世代がゆとりと集い、仲間同士の交流を通じて学びや安らげる場所、楽しさやワクワク感が味わえる場所が欲しいという要望が多く寄せられていました。

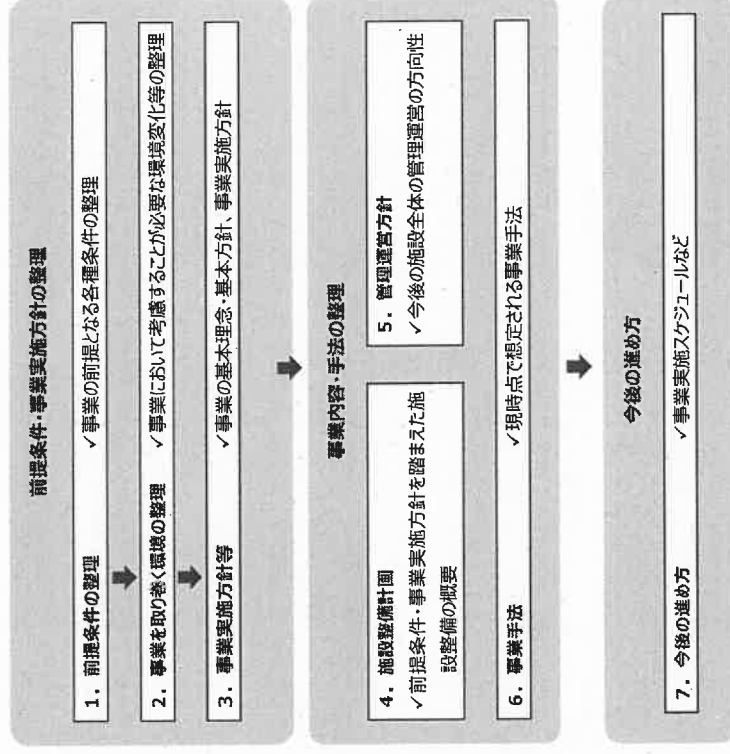
このような状況を踏まえ、地域の宝であるこどもたちを地域全体で育ていくために今何をすべきかを真剣に考え、効果的な施策を展開することが急務です。そこで、地域の身近な相談窓口の充実と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、こども大人もわくわく、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備（以下、「本事業」という。）に向けた検討を行うこととしました。

このような背景から、本市では、新たに整備する施設に関して、基本理念や基本方針、備えるべき機能の方向性を示すものとして、令和5（2023）年3月に「（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。本基本計画は、基本構想をもとに、新たに整備する施設の整備方針等の具体化を図るものです。

¹ 「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイス」の場所、相談の場所「妊娠前から就学前までの子育て家庭を支援する制度や支援拠点のことを指します。妊娠前から18歳までのお子さんのお子さんのいるすべての家庭を、まち全体で支え、切れ目なく子育てをサポートすることが「今治版ネウボラ」です。

(2) 基本計画の構成

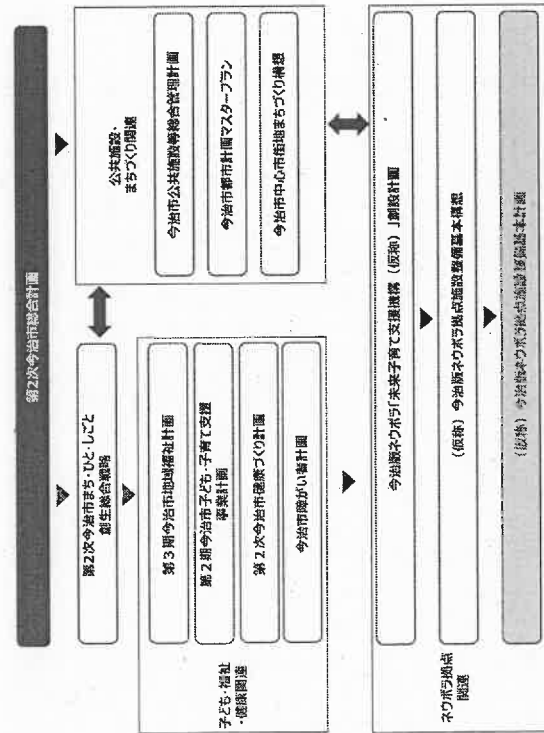
基本計画の構成は以下のとおりです。



(3) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、第2次今治市総合計画に定める将来像を実現するための施策としての本事業の具体的な内容を定めることを目的に策定するものです。

子育て関連の計画のほか、まちづくりをはじめとした各種計画との整合性を確保するものとします。



1. 前提条件

(1) 主な関連計画

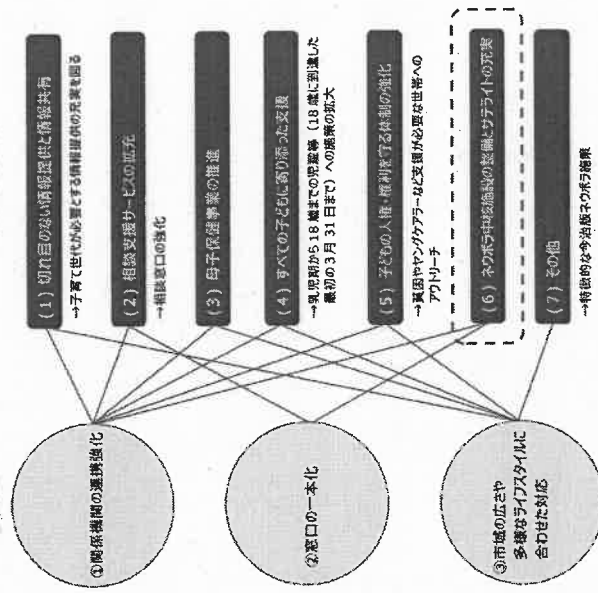
① 今治版ネウボロ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画【令和4（2022）年4月】

ア 概要

『今治版ネウボロ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画』は、こどもを取り巻く状況に即応し、これまでの取組をより高度化するための仕組みの構築を目指し、第2次今治市総合計画後期基本計画、第2期今治市子ども・子育て支援事業計画、その他関連計画との整合を図りながら、今治版ネウボロ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設に関する事項を定めるものです。

当該計画においては、子育て支援に関する課題および課題への対応の方向性、重点施策、施策を実施する体制のイメージ等について記載しています。

図表1 子育て支援に関する基本課題と施策の基本方向



(出所) 「今治版ネウボロ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」をもとに作成

イ 基本計画との関係性

基本計画は、当該構想の詳細化、具体化を目的として策定するものであり、基本構想の内容を踏まえつつ、適宜修正を行い、計画として取りまとめるものです。

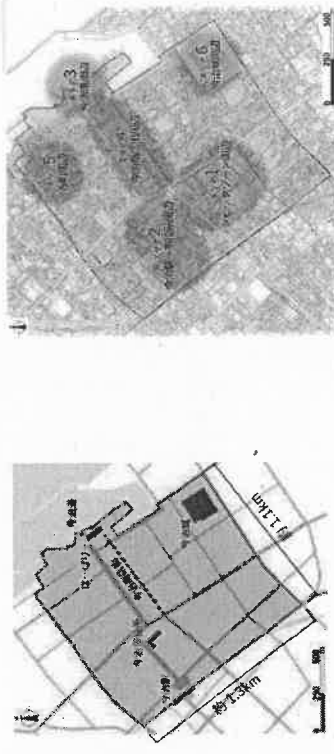
③ 今治市中心市街地まちづくり構想【令和5（2023）年3月】

了概要

人口減少や高齢化の進行が今後も見込まれる中、持続可能な都市経営の実現を目指して、交通機能の再編と適正な土地利用に基づく「コンパクト・プラス・ネットワーク」²の観点に立った都市構造の再編に向け、まちの将来像と空間デザインを示した『今治市中心市街地まちづくり構想（デザインブック）』を作成しました。

図表3 今治市中心市街地まちづくり構想の概要

図表3 今治市中心市街地まちづくり構想の概要



東京大学大学院経済学研究科

(出所)「今治市中心市街地まちづくり構想」

2 国土交通省では、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを「コンパクト・プラス・ネットワーク」として推進しています。

イ 基本計画との関係性

基本構想における候補地として最も評価の高い旧日吉小学校は、「シビックゾーン」周辺に含まれます。シビックゾーン周辺では、公共施設の老朽化が進んでいるほか、低未利用地も一定程度あることから、今後様々な形での更新が想定されます。

本事業は、今後の中心市街地の更新に先駆けて実施されることから、中心市街地活性化のリーディングプロジェクトとして、今後のまちづくりの方向性を示し、今後の投資を誘導する役割が求められます。

図表4 事業用地周辺の位置づけ³

エリア1 シビックゾーン周辺

エリアの特徴・課題

- ★ 東予地方圏今治支局や今治税務署などの老朽化が進んでおり、施設の耐震を行う必要がある
- ★ 文芸施設である中央公民館や河野美術館、保健・子育て支援施設である中央保健センターは老朽化が進んでおり、市民ニーズを十分に満たしていない
- ★ 駐車場や利用されていない公有地等、一定の低未利用地がみられる
- ★ 芝っち広場（大丸跡地）は中心市街地の中央部に位置し、周辺を繋ぐ重要な場であるが、運営・管理上の問題から利用しづらいという意見がある
- ★ 旧日吉小学校の活用については子どもたちの遊び場・チャレンジャショップの出店などの意見がある
- ◆ 県の無電柱化事業、自転車通行環境整備が計画・検討されている

シビックゾーン周辺のまちづくり方針（策）

- ・ 公共施設の耐震を契機とした施設集約により、オープンスペースや歩行者空間の質と量を拡充する
- ・ 子どもを中心とした様々な人がつどい、安心して利用できる新たな集約の整備を喫促する
- ・ Park-PFIなどの官民連携の事業手法の活用を検討し、オープンスペース周辺に住民活動が生まれるような土地利用を継続的に創出する
- ・ 周辺エリアののびにむき、創出に寄与するように施設配置等については、中心市街地全体のネットワークを考慮して検討する
- ・ 県の自転車歩行者環境整備と連携したオープンスペース空間や歩行者空間整備をおこなひ、街区内外と周辺エリアの連絡を強化する

（出所）「今治市中心市街地まちづくり構想」

④ その他計画

上記、①～③以外に、計画策定の前提条件として整理した計画は以下のとおりです。

図表5 その他計画概要

市民が真心中来まちづくり戦略 （第2期今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	令和2年3月策定、令和4年12月改訂。総合計画の重点施策を地方創生のリーディングプロジェクトとしてとりまとめたもの。
---	--

³ Park-PFI：飲食店、書店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の道路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

第3期今治市地域福祉計画	令和3年3月策定。地域における福祉の各分野に係る上位計画として、地域福祉推進における理念や基本的な方向を示すもの。
第2期今治市子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月策定、令和5年3月中旬見直し。子ども・子育て支援法に基づき策定された、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とした計画。
今治市都市計画マスタープラン	令和3年3月策定。まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。
今治市公共施設等総合管理計画	平成28年3月策定、令和3年度改訂。公共施設等の統廃合、点検・診断等の安全面における実施方針や今後の管理に関する考え方を定めたもの。

⑤ 上位・関連計画まとめ

上位・関連計画を踏まえ、本事業においては以下の点に留意します。

図表6 上位・関連計画を踏まえた留意事項等

目指すべき姿	【出産・子育て関連】（今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画、（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備 基本構想） ・ ネウボラ拠点の整備とサテライトの充実 ・ 切れ目のないきめ細かなワンストップでの総合的な支援 ・ まち全体で子育てを支える 【まちづくり関連】（今治市都市計画マスタープラン、今治市中心市街地まちづくり構想、今治市公共施設等総合管理計画） ・ 中心市街地における低未利用地の有効活用 ・ 広域合併により類似機能を有する公共施設等が近接地域に複数存在 ・ 公共施設等の維持・更新のための財源不足に対応するため、ニーズに応じた施設サービスの効率的な提供
市民意見	【（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想に関する意向調査】 ・ 子育て世代は、天候に左右されず、こどもが体を動かせる屋内外の遊び場、小さい子どもが安心して遊べる場所、一時期かりサービスや保護者同士の交流スペースの需要が高い。また、中高生なども訪れる多目的な場所としては、工作室やおしゃべりができるフリースペース、貸スペース、自習室などがイメージされている。 ・ 親しい交流の場としての飲食（カフェ）スペースは、持ち込み可能であること

と、こどもを遊ばせながら飲食できること、こども向けの食事の提供があることなどが求められている。

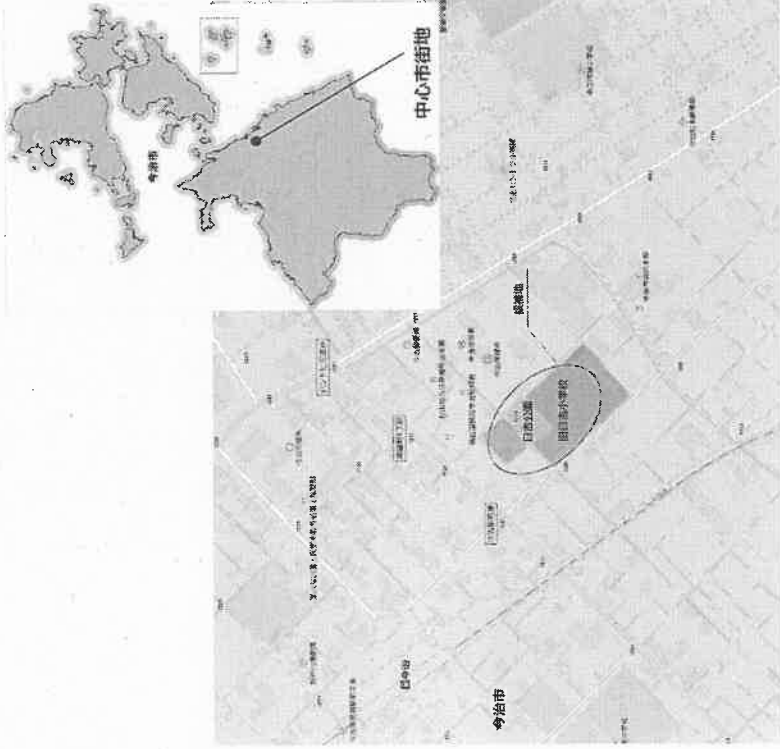
- ・中高生からは、友達とおしゃべりや飲食ができるくつろげる場所、自由にスポーツができる場所、静かに勉強ができる場所などが求められている。

(2) 敷地条件等

① 基本構想における候補地

基本構想においては、拠点整備に関して、市内中心部における遊休地において適地を選定することとしており、中心市街地に位置する旧日吉小学校的敷地を最も評価の高い候補地としていました。

図表7 旧日吉小学校敷地位置図

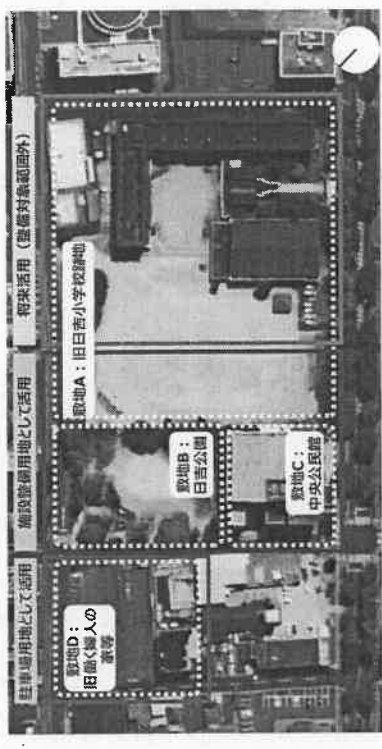


② 事業用地の選定

本計画においては、以下の理由を踏まえ、旧日吉小学校的の一部と、隣接する中央公民館、日吉公園、旧中央乳児保育所、旧働く婦人の家を含む一団の公有地を事業用地として選定しました。

図表8 事業用地選定の流れおよび活用範囲

- 基本構想においては、市内中心部に存在する7か所の遊休地等のうち、面積や浸水想定、交通アクセス等で評価した場合、旧日吉小学校的敷地【敷地A】の総合評価が最も高かった。
- 日吉公園【敷地B】に関しては、本事業に取り込むことにより、より望ましい形で施設整備、相乗効果の発揮が期待できることから、事業用地に含むものとする（公園機能に関しては事業用地内に確保する）。
- 中央公民館利用団体連絡協議会から、老朽化が進む中央公民館【敷地C】を現在地周辺において建て替えることについての要望書が市に提出されたことを踏まえ、公民館機能を本事業において整備することし、中央公民館の敷地も事業用地に含めることとした。
- 旧働く婦人の家、旧中央乳児保育所、駐車場を含む敷地【敷地D】に関しては、本事業の用地に含むものの、その他の敷地と市道により区分されることから、駐車場用地として利用することを基本とする。
- 敷地Aのうち、旧日吉小学校校舎などがある東側部分については、今後、中心市街地再生の中で、賑わいを生み出す様々な検討が行われることを想定し、整備範囲対象外とする。

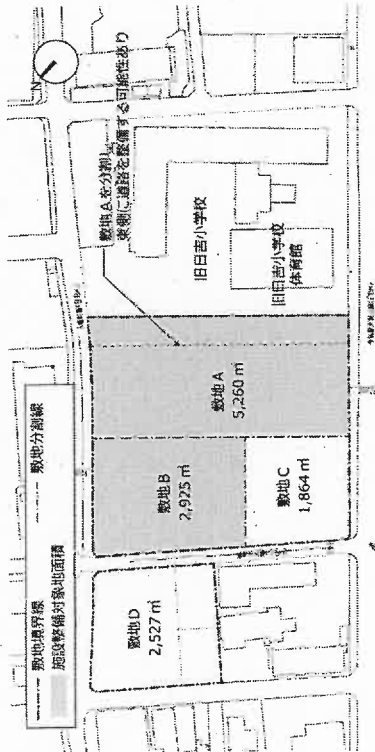


(出所) 国土地理院「地理院地図」をもとに作成

③ 面積および敷地条件

事業用地の面積および敷地条件は以下のとおりです。なお、敷地Cに関しては、既存建物（公民館）があることから、拠点施設の整備は行わず、拠点施設の整備後に既存建物を解体し、公園または駐車場、外構等として利用するものとする。

図表9 敷地条件等



所在	今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1
敷地面積	敷地A:5,260㎡ 敷地B:2,925㎡ 敷地C:1,864㎡ 敷地D:約2,527㎡ (施設整備対象地面積:敷地A+敷地B 8,185㎡)
用途地域	商業地域
防火指定	準防火地域
高度地区	指定なし
指定建蔽率	80% (角地+10%)
指定容積率	400%
日影規制	周辺地域含め、商業地域のため規制なし
斜線制限	道路斜線:勾配1.5 (適用距離25m) 隣地斜線:31m+勾配2.5 北側斜線:なし
道路	北 建築基準法42条1項1号道路 8.8m 西 建築基準法42条1項1号道路 5.6m 南 建築基準法42条1項1号道路 20m ※敷地Aを分割し、東側に道路を整備する可能性あり
地域地区	駐車場整備地区
浸水想定	高潮浸水想定 1.0~3.0m未満 津波浸水想定 なし 洪水浸水想定 舊社川想定計画規模 (50年に1度) なし 舊社川想定最大規模 (1,000年に1度) 1.0~3.0m未満
交通アクセス	・JR今治駅から約450m、徒歩約6分

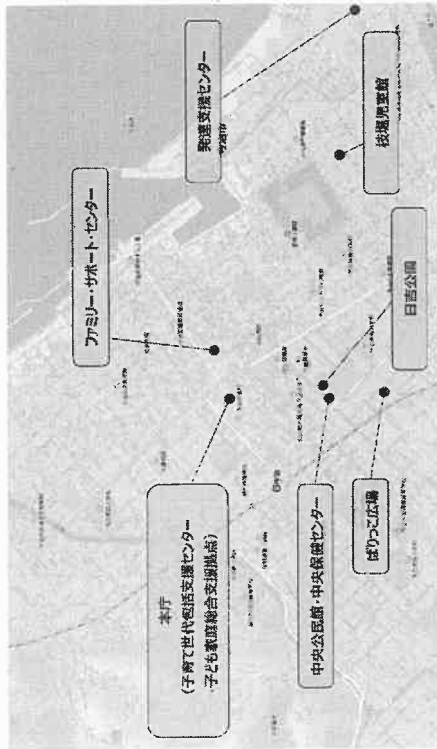
(3) 導入機能

① 既存施設

本事業において複合化の対象となる既存施設の現状は以下のとおりです。

図表10 複合化の対象となる既存施設の概要

施設	築年 (本庁舎)	延床面積	事業内容	開館時間
子ども家庭総合支援拠点	S47	約60㎡	・児童虐待相談 ・家庭児童相談 ・婦人相談 ・母子父子相談	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
子育て世代包括支援センター			・母子健康手帳の交付 ・低出生体重児届出 ・妊産婦の面談等	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
発達支援センター	(旧コンピュータカレッジ)H元	44.4㎡	・発達相談 ・各種検査 (WISC-IVなど) ・巡回相談	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
中央保健センター	S57	954.56㎡	・母子保健事業 ・健康増進事業 ・栄養関連事業 ・予防接種業務	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
校児児童館	S45	234.64㎡	・健全育成事業 ・地域福祉事業 など	火 13:30-18:00 水～日 9:30-18:00 ※月・火午前中・祝 (こどもの日を除く)、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
はつらつ広場	(総合福祉センター)H9	89.4㎡	・子育て相談 ・親子の遊び場の提供 ・親子向け講座の開催	月～日 9:00-16:00 ※年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
ファミリー・サポート・センター	(賃貸)	49.8㎡	・会員の管理 ・支援活動の仲介、フォロー ・会員向け講座等の開催	月～金 8:30-18:15 土 8:30-12:30 ※日・祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
中央公民館	S57	4,206.97㎡	・社会教育講座等の開催 ・大ホール等貸館業務	8:30-21:30 ※第3日曜日、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
日吉公園	—	2,952㎡		



② 導入機能

基本構想策定時に検討した機能・規模を踏まえながら、集約・複合化に関する検討を行い、現時点で想定される、機能・規模について整理しました。

「行政」に関しては、ネウボウ政策課及び健康推進課（保健センター）の事務所等を配属し、所管する施設・機能との連携が図れるようにします。

「相談・支援」、「地域子育て支援」、「健診・保健指導」については、既存の機能の集約等を中心としながら、各機関の連携により、専門職等の人的資源の活用、関連情報の一元化、共有化や職員間のコミュニケーション、人材育成などを図ります。

「児童センター」に関しては、既存の児童館や子どもを取り巻く環境が複雑化する中で、放課後や休日にも安心して過ごせる居場所を確保するために、時代のニーズに沿った児童センターとして機能拡充を図ります。

「地域交流センター」に関しては、前述のとおり、令和5年7月末、今治市中央公民館登録団体連絡協議会より市に提出された「中央公民館の建替に関する要望書」において、中央公民館について、建替が望ましいこと、基本構想において示された地域交流センター機能は中央公民館が担うべきであること、中央公民館の建替を現在地周辺で実現したいことが要望されています。これらの要望も踏まえながら、中央公民館の機能に関しては、本拠点のなかに地域交流センター機能として位置づけ、整備を進めることとしました。

「その他機能」としてのカフェ、テナントや「公園」に関しては、その他の機能と一体的に整備、運営することにより、市民にとって過ごしやすい場の創出を目指します。

図表11 想定機能

区分	機能	内容
行政	事務所機能	・ネウボウ政策課 ・健康推進課（保健センター）
	子ども家庭総合支援拠点	・すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。 （本市ではこれに、家庭児童・婦人相談、ひとり親家庭に関する業務及び子育て世代包括支援センターも加えた「こども家庭支援室」としてR4から組織体制スタート。）
相談・支援	子育て世代包括支援センター	・妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠前から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
	発達支援センター	・発達障害者等及びその保護者等の相談や発達障害に対する理解の啓発、発達検査（WISC-IVなど）の実施、市内関係

区分	機能	内容
		係機関との調整などを行う。上記2機能と連携する発達相談機能。
地域子育て支援	地域子育て支援拠点	・0歳からおおむね3歳までの子どもとその親の遊び場、育児に対する不安や悩みの相談、親子の交流も目的。市内10拠点のうちの1つ市直営「ほりこ広場」の集約を想定。
	ファミリー・サポート・センター機能	・援助活動（各種預かり）機能の集約。
	一時預かり機能	・保育所等の一時預かり（16か所）の機能補完として、ファミリー・サポート・センターの機能拡充を行うもの。
健診・保健指導	保健センター	・健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。
児童センター	児童センター	・幼稚園を集合するとともに、児童健全育成事業の拡充を目指す。屋内・屋外遊具や中高生の居場所等の整備も含め機能拡大を想定。
地域交流センター	地域交流センター	・現在、社会教育関係団体等の活動に利用される会議室・学習室・和室等の各部屋、文化・芸術の発表会等で利用されるホール等を配備。市民の交流の場、学びの場が広がる地域交流センターとして整備を想定。
	ホール	
その他機能	カフェ・テナント	・地産地消や親子カフェ等、施設を訪れる子育て世代だけでなく広く市民が利用できる生活・文化等の様々な交流に繋がるスペースの併設。
公園	日吉公園	・都市計画公園としての役割を踏まえ、近隣の市民、拠点の利用者等が様々な使い方をできる公園。
駐車場	駐車場	・拠点利用者の特性を踏まえ、利便性に配慮した台数、配置での駐車場の整備。

2. 事業を取り巻く環境の整理

(1) 国・県の施策動向

① 国の重点施策

子ども・子育てに関連する国の動向として、厚生労働省、内閣府にて掲げられていることにも関連する施策は、子ども家庭庁にて一元的に実施されています。

その中で、重要な政策テーマとして、「子どもの居場所づくり」、「すべての家庭への包括的な支援」が挙げられています。

図表 12 子ども・子育てに関連する国の重点施策等（子どもの居場所等に関する部分の抜粋）

施策名称	内容
【子ども家庭庁設置法】	- 子ども家庭庁の所管業務12件の中には、以下のように、子育て支援の推進や、子どもの生活の場、居場所、遊び場の確保に関する事項が含まれている。 「子どものある家庭における子育ての支援体制の整備」 「地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保」 「子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」
【こども基本法】	- 全ての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長できるようにすること、年齢や発達に応じて意見が尊重され、最善の利益が考慮されることなどが定められている。 - 今後推進していく施策として、「子どもおよび子育ての当事者の意見の反映」、「支援の総合的・一体的提供の体制整備」、「関係者相互の有機的な連携の確保」等が挙げられている。
子ども家庭庁【令和5年度当初予算案のポイント】	- 妊産婦からの切れ目のない支援や、低年齢児を持つ家庭への相談体制の強化、課題を抱える家庭や支援が必要な子どもへのアクトリーズの強化など、相談体制の充実が重点施策として掲げられている。 - 子どもの居場所づくり支援に一定の予算が充てられている。主な施策として、放課後児童クラブの受け皿整備、NPO等と連携した子どもの居場所づくりモデル事業、こども食堂の運営支援などが含まれている。 - 居場所づくりモデル事業では、ピアカフェ（同世代の運営者に相談ができる場）、プレーパーク、インクルーシブな遊び場などに関するモデル事業に補助金が支給される。

* 「インクルーシブ（inclusive）」は「包括的」的な「包括的な」すべてを含み込むを意味します。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、共生していくことを目指す社会をインクルーシブ社会といいます。

施策名称	内容
文部科学省 【令和5年度予算案のポイント】	・地域に関する施策としては、「学校を核とした地域強化プラン」が挙げられている。強化プランの中では、「家庭教育支援チームの活動推進や、コミュニティ・スクール ⁵ の取組を行う自治体への支援、こどもの過ごす環境の安全強化などの施策が挙げられている。

(出所) こども家庭庁基本法、こども基本法、こども家庭庁「令和5年度当初予算案のポイント」、

文部科学省「令和5年度予算案のポイント」

② まとめ

国は、こども家庭庁を中心として、「こどもの居場所づくり」や「すべての家庭への包括的な支援」を推進しており、こうした支援を提供するなかで「こどもの意見の尊重」を重視しています。

また、愛媛県においても、子育て支援施策の一環として、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置促進などを掲げており、国や他自治体の施策を参照しつつ、これらをより一層推進していく必要があります。

③ 愛媛県の施策動向

愛媛県の施策としては、令和2年～令和6年を実施期間として、「第二期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」を遂行中です。当該計画に掲げる8つの目標のうち、目標3【「家族・地域の愛情」で育むえひめ】において地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置促進、目標7【「親子に安心な生活環境」を提供するえひめ】において遊び場の整備が挙げられています。

⁵ 文部科学省が推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みであり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが目指されています。

(2) 市民等意見

基本構想策定時に続き、本計画策定段階においても、拠点施設の整備に対するニーズや意見を把握することを目的に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを実施しました。特に、「こどもの意見の重視」を目指し、小学生、中学生、高校生等からも重点的に意見を聴取しました。

※詳細は参考資料1参照。

図表13 市民意見等の聴取方法

対象者	実施時期	実施方法
子育て圏 ・子育て中の保護者（7名） ・共働き世帯（219名）	① 2023/9/25 ② 2023/9/27～ 2023/10/31	① ヒアリング ② webアンケート
小学生 吹揚小学校6年生（約60名）	2023/10/2	グループワーク
中学生 日吉中学校生徒（7名）	2023/10/23	ヒアリング
高校生・ 一般市民 公募高校生（10名） 一般市民（7名）	1回目 2023/9/24 2回目 2023/10/7	グループワーク
市内企業 市内企業（5社）	2023/11/27～ 2023/12/8	ヒアリング

① 子育て圏

未就学児・保護者へのヒアリング調査、今治市在住の共働き世帯へのアンケート調査を実施しました。

主なご意見（子育て圏 ヒアリング）

市内の子育て関連施設について、魅力度や利便性の低さを指摘する意見がありました。

- ・施設が午前中しか利用できない、平日には男性が利用しにくい、小学生が自発的に遊びに行きたい施設がない

ネウボラ拠点施設について、こどもにとって魅力的な遊び場や保護者の育児を支援する機能の導入を求める意見がありました。

- ・屋内で体を動かせる施設、飽きの来ない様々な機能、多世代が遊べる施設
- ・食堂、一時預かり場所、こどもに関して相談しやすい環境、地域の人で交流できる場所、駐車場から雨にぬれずに施設に入れる動線

主なご意見（子育て圏 webアンケート）

利用してよかった市外の子育て施設については、広々とした屋内の施設で雨の日でも遊べる、遊具やおもちゃがある、親子で楽しめる、思いきり体を動かすことができる、といったことが、評価されています。今治版ネウボラ拠点についても、「こどもを思い切り遊ばせるために施設を利用したい」という回答が多くありました。

また、あるご意見として「屋内の遊び場」「屋外の広場・公園」「カフェなどの飲食施設」が多く挙げられています。

② 小学生

今治市立吹揚小学校の児童に1クラス5～6グループに分かれてもらい、拠点施設（建物内・公園）にあったらいいと思う場所について、アイデア出しを行いました。

主なご意見（小学生向け調査 グループワーク）

アイデアとして建物内については、室内球技場などの運動できる場所や、図書館などの学習施設、コンビニ・カフェ等の店舗系施設等のアイデアが出ました。

また、公園については、遊具やプールなどの運動できる場所や、芝生や水辺といった憩い空間、イベントが実施できる施設等のアイデアがありました。

③ 中学生

日吉中学校の生徒会の学生7名に、放課後や休日の過ごし方や、まちなかへの来訪機会、ネウボラ拠点施設に対する意見等について、ヒアリング調査を行いました。

主なご意見（中学生向け調査 ヒアリング）

放課後・休日の過ごし方について、部活動に所属する生徒は、平日や休日の一部は部活で埋まっており、休日にも外出先は限定されている様子がうかがえました。

ネウボラ拠点施設にあつたらいいと思う機能としては、「室内アスレチック」や「勉強ルーム（静かor会話可能）」を求める意見が多くみられました。

④ 高校生・一般市民

今治市内の高校に通う学生（10名）及び、一般市民（7名）に参加いただき、ワークショップを実施しました。ワークショップでは、まちなかの方が良いと思う場所や、拠点施設の理想像に関して意見交換を行いました。

主なご意見（高校生・一般市民向け調査 グループワーク）

まちなかで子育てするためにあると望ましい機能・場所として、主に自然環境やカフェ等の飲食店舗、勉強や運動ができる施設等が挙げられました。

拠点施設の理想像として、多世代の交流や年齢に合わせた遊び場を配置して、回遊性を高める等のアイデアが提示されました。

⑤ 市内企業

市内企業における従業員のための子育て支援への取組みの現状・課題を把握し、官民連携による子育て支援のあり方、本施設への期待、施設と企業との連携可能性などを深めることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

主なご意見（市内企業向け調査 ヒアリング）

拠点施設、公園（ハード面）に対する要望として、子どもが室内で遊べる遊具、ボール遊びが可能な公園・安全に自然に触れ合う場所、地場産業の学習などの今治らしきのある場所、保護者がつづける場所、食事ができるスペース等が挙げられました。

拠点施設の管理、運営（ソフト面）に対するご要望として、時間や利用条件に制約が少なく利用しやすいことや、気軽に預かり・相談が可能であること、保護者同士の交流を促す仕掛け、一時預かりのサービス等が挙げられました。

(3) 先進事例

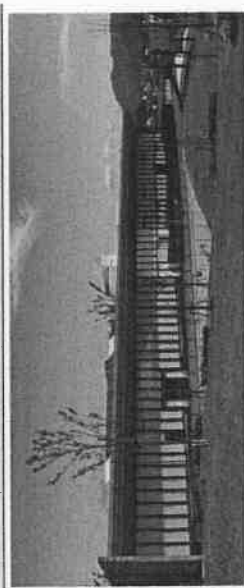
本施設の機能・規模や利用イメージを検討するにあたって参考となる事例について整理しました。

① 西脇市西が丘複合施設 みらいえ (兵庫県西脇市)

みらいえは、こどもから大人まで楽しみ滞在できる場所として整備された、こどもプラザ、男女共同参画センター、図書館、コミュニティセンター重畳、野村地区会館の4つの機能の複合施設です。

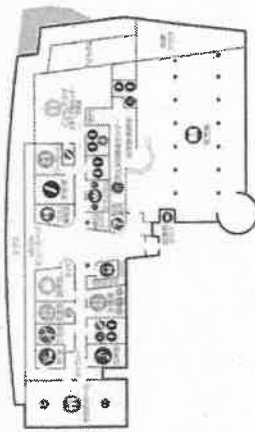
図表14 みらいえ概要

項目	概要
施設名	西脇市西が丘複合施設Miraie (みらいえ)
導入機能	図書館、こどもプラザ、男女共同参画センター、コミュニティセンター
規模	延床面積：5,187.86㎡ (2階建て)
整備運営手法	整備：従来手法、運営：指定管理 (コミュニティセンターのうち資財部分)
整備スケジュール	2015 (平成27) 年10月18日開館
特徴	● 複数の世代が利用する各機能を連携させる様々な取組みが行われ、多様な世代の交流につながっている ● 市外在住者も交流人口として捉え、市民と同条件で施設を利用できる ● スタッフによって見守りつつも自由な利用・交流を促している



施設概要

(出所) 西脇市
ウェブサイト



② 北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko (岩手県北上市)

hoKkoは、商業施設の1,2階を市が買い取り、保健・子育て支援の行政拠点として改修した複合施設です。

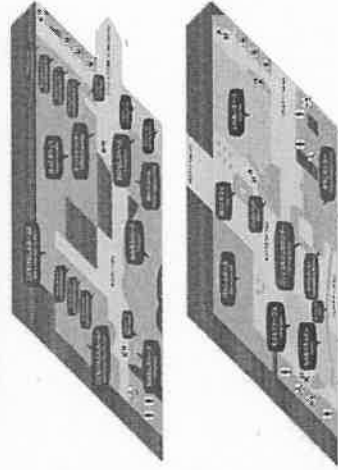
図表15 hoKko概要

項目	概要
施設名	北上市保健・子育て支援複合施設hoKko (ほっこ)
導入機能	1F：保健センター、交流プラザ、子育て支援センター、カフェ、キッチンスタジオ 2F：保健センター、交流プラザ、子育て支援センター、行政事務室
規模	延床面積：【1F】2,164.69㎡、【2F】1,728.01㎡
整備運営手法	整備：従来手法、運営：従来手法＋業務委託
整備スケジュール	2021年4月開業
特徴	● 最低限の壁やカーテンでのみ仕切られたシームレスな空間としている ● 検診車を施設内に入れる等、機能の連携を図っている ● 健康づくり課、子育て支援課、保健課が1区画に入居し、行政サービスをワンストップで提供している



施設概要

(出所) 北上市
ウェブサイト

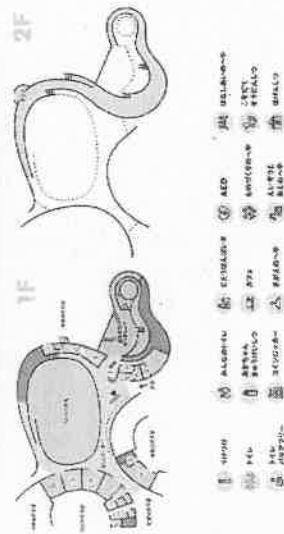
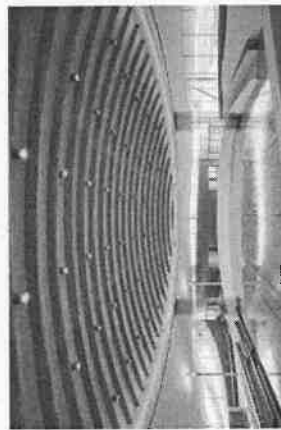


③ シェルター・インクルージョン コバル (山形県山形市)

コバルは、障がいのある人や国籍、家庭環境の違いに関わらず、すべての子どもたちに開かれた遊び場として作られた、体育館と屋内遊戯場を中心とした施設です。

図表16 コバル概要

項目	概要
施設名	シェルター・インクルージョン コバル
導入機能	体育館、大型遊戯場、多目的室 等
規模	延床面積：3,205.24 m ² (2階建て)
整備運営手法	PFI (設計・建設・運営・維持管理)
整備スケジュール	2021年4月開業
特徴	● 体育施設を中心に回遊性を意識した機能配置となっている ● 体育館を、時間制で一般利用 (開放時間)・専用利用を分けることで、多様なニーズを満たしている ● イベントを年間約200件実施しており、また運営においてSNSでPRする等もあり広域的に集客しつつ市民が主体的に運営に関わっている



施設概要

(出所) コバル
webサイト

④ のだしこども館 supported by kikkoman (千葉県野田市)

のだしこども館は、2階建て (屋上は芝生広場) の児童センターであり、児童センターとしての機能の他に、多世代の交流を促す機能 (フレイブルーム、調理室等) が整備されています。

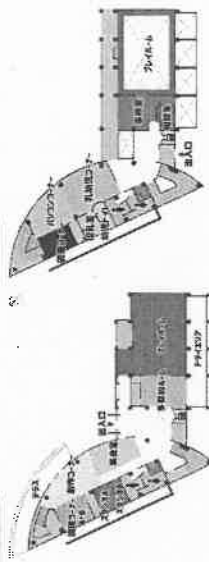
図表17 のだしこども館概要

項目	概要
施設名	のだしこども館supported by kikkoman (児童センター)
導入機能	1F：フレイブルーム、多目的ルーム、集会室、創作コーナー、調理コーナー、スタジオ (2室)、一般トイレ 2F：事務室、相談室、乳幼児コーナー、パソコンコーナー、図書コーナー、授乳室、幼児トイレ、一般トイレ 屋外：インクルージョン遊具、水遊び場 (噴水)、屋上：芝生広場
規模	延床面積：[1F]666.68m ² 、[2F]472.49m ²
整備運営手法	整備：従来手法、運営：指定管理
整備スケジュール	2022年10月開業
特徴	● 読書スペースに漫画を配置する等中高生が集まりやすい工夫 ● 「大人だけの利用は不可」や体育館の利用者の対象年齢を時間制で分ける等の安全・安心のための運営面での工夫



施設概要

(出所) 野田市
webサイト



⑤ まとめ

先進事例を踏まえ、下記の点に留意しながら事業を推進します。

図表18 先進事例からの示唆

サービスのワンストップ化	窓口等の集約、関連する機能の近接した配置、運営上の連携等とおして、市民が利用しやすい施設とする
シームレスな空間	- 機能ごとに部屋を区分しすぎず、各機能が融合した豊かな空間を創出するとともに、フレキシブルな利用ができる施設とする - 施設の内部だけでなく、外部空間ともシームレスにつながれるように工夫する
多様な利用者を受け入れる	時間帯ごとに利用のあり方を変えるなどの工夫により、様々な利用者を受け入れやすい施設とする
人を集める工夫	- 雨の日でものびのびと遊べるなど、ここでしかできない体験を可能とすることにより、全市民的に人を集める - 日常的に集まりやすい、入りやすい場所とする - 中高生が集まりやすい工夫（勉強する場所、自由に過ごせる場所の設置）により、居場所としての機能を高める
ソフトの充実	市民や関係主体と連携したイベントの実施など、単なる貸館ではなく、情報発信、交流が可能な施設とする

3. 事業実施方針等

(1) 拠点のあり方

基本構想を含めた前提条件および事業を取り巻く環境から求められる機能・役割を踏まえ、拠点として目指すべき姿を整理しました。

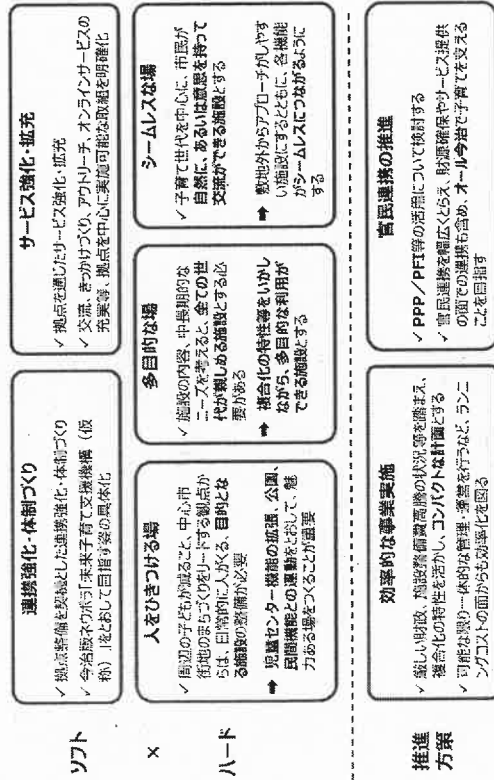
図表19 拠点のあり方

基本理念・基本方針	
「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所〜こどもが輝く未来を創る〜」	
【はぐくむ】 全ての子どもが安心して交流し、無難な、相談できる場所	
【つながり】 成長や先輩の経験に広しく支拂を必要とする人にも必要な支援が提供できる場所	
【つどい】 人々も子どもも多世代が集い、わくわくと子育てを楽しめる場所	
拠点のあり方	
「はぐくむ」→ 子育て支援のハブとなる拠点 - 関連機関の集約・連携を通じて、子育て支援機能の強化・拡充を図る - 本市における子育ての象徴的な存在として、関係部署や関係機関との円滑な連携を図るためのハブとしての役割を担い、まち全体で子育てを支える環境の充実に目指す 「つながり」→ こども・子育て世代を中心に、誰もが利用できる拠点 - 複合化の特性を踏まえ、機能間連携、施設の一体利用等とおし、ソフト・ハード両面において、シームレスな、交流しやすい拠点とする - 誰もが使いやすい全世代型の施設とするとともに、全市から幅広く利用者を集める施設とすることを旨とする 「つどい」→ 中心市街地におけるリーディングプロジェクト - 事業用地を含む中心市街地は、本市の中心拠点として位置づけられ、複合的な都市機能の集積や官民連携によるまちの賑わい創出などが目指されている。 - 多くの市民が利用する魅力的な場所とすることで、以降の再整備を先導し、周辺施設と連携し相乗効果を発揮していくことを目指す。	

(2) 事業実施方針

拠点のあり方を踏まえ、事業の実施の方向性（実施方針）を整理しました。

図表20 事業実施方針



4. 施設整備計画

(1) 想定施設規模

現時点で想定される施設規模は以下のとおりです。あくまで現時点での想定であり、今後変更の可能性がります。また、総合施設の特性上、他の区分との共用等もあることも留意が必要です。

駐車場に関しては、既存施設の利用状況、他市町村における同種施設の事例等を踏まえ台数を設定していますが、詳細は設計段階において確定するものとします。

図表21 想定規模

区分	機能		想定面積	
行政	事務所機能	ネットワーク政策課 健康推進課	事務室、会議室、書庫 など 約300㎡	
	相談・支援	子ども家庭総合支援拠点 子育て世代包括支援センター 発達支援センター	相談室、母子健康手帳交付室、検査室、倉庫 など 約300㎡	
地域子育て支援	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点	保育室、事務室、相談室、入眠室、倉庫 など 約100㎡	
	ファミリーサポートセンター機能 一時預かり機能	ファミリーサポートセンター機能 一時預かり機能		
健康・保健指導	保健センター	保健センター	運動指導室（約200㎡）、検査・消毒室、待合・談話スペース、スタッフルーム、倉庫・ランドリー など 約350㎡	
児童センター	児童センター	児童センター	体育室（約500㎡）、遊戯室（2室計約400㎡）、図書室、学習室、創作活動室（工作室）、ボランティアスタッフルーム、事務室、受付、倉庫 など 約1,500㎡	
地域交流センター	地域交流センター	地域交流センター	ホール、会議室、多目的室、集客室、音楽スタジオ、調理室、事務所、書庫 など 約2,200㎡	
その他機能	カフェ等（指定）	※ホールの規模に関しては、現在の中央公民館のホールの規模を参考に設定していますが、今後変更の可能性ががあります	約350㎡	
	エントランスロビー			
	トイレ（各階）			
備蓄倉庫				
共用部分			約2,750㎡	
合計（建物部分）			約7,850㎡	
公園			約3,000㎡	
駐車場	全体で150台（敷地Dにおいて90台、敷地A～Cにおいて60台）			

(2) 施設整備の方向性

拠点施設の整備においては、以下の内容を踏まえ事業を進めます。

① 施設全体のあり方

ア 複合施設としてのあり方

- ・公園と隣接する特徴を活かし、建物と公園が一体となった居心地よい空間を創出します。
- ・交流等の観点から、0～18歳の子どもが活動する場に関しては、できるだけシームレスな空間とすることによりフレキシブルな利用ができる施設とします。
- ・諸室の共用等により、効率的な利用を図ります。

イ 建物高さ等

- ・比較的低層（2～3階）にすると、十分な駐車場・公園等が確保できない一方、高層（6階以上）とすると、1階当たりの面積が小さくなり、豊かな空間の創出や機能間の連携に課題が生じることから、中層（4～5階）の高さとします。
- ・利便性の観点から、低層部（1、2階）に配置することが望ましい機能が多いため、低層部の面積を広めに確保し、3階以上については、1階当たりの面積を小さくすることを検討します。

ウ 動線の考え方

- ・0～18歳の子ども遊び、地域交流センターの利用、健診・保健指導、相談支援等の目的に応じた適切な動線とします。特に、相談に関しては、プライバシー等に配慮した動線とします。
- ・一度に多くの利用がある健診時やホールでのイベント開催時にも混乱が生じないよう、動線を分けるなど、適切に計画します。
- ・駐車場から建物へのアプローチのしやすさにも配慮します。（特に雨天時等の対応）
- ・ピクトグラム等によるわかりやすいサイン計画を採用します。

エ 周辺との関係性

- ・検討中の中心市街地の再整備計画と整合した施設整備に努めます。

② 各機能のあり方

ア 行政

- ・個人情報を取り扱う事務所等については、セキュリティ面に十分配慮します。

イ 相談・支援

- ・心理的障壁の低い、間口の広い、来やすい施設とします。
- ・発達支援センターと関連して必要と考えられる機能（カームダウンエリア等）の整備を検討します。
- ・各相談機能の運動性を勘案し、効率的な室利用を図るため、一定程度集約しながら適切に配

置します。

ウ 地域子育て支援

- ・地域子育て支援の一部機能に関しては、児童センターと同一フロアでの整備を行います。カフェ等を整備する場合には、これらとも隣接する形とします。
- ・公園等の外部空間とも適切に連携し、子どもや保護者が安心して過ごせる場とします。

エ 健診・保健指導

- ・健診を行う運動指導室については、簡易な間仕切り等を活用し、様々な形で利用できるようなります。
- ・健診に利用しない時間帯に他の目的で利用するなど、時間帯に応じた施設利用を図ります。
- ・健診時において、検診車と保健センターの行き来がしやすいように配慮します。

オ 児童センター

- ・児童や青少年等の居場所、活動の場として、日常的に利用者が集まりやすい施設とします。
- ・広域的な利用を想定し、特設的な遊具やアクティビティ等を取り入れます。活動の機子が外からも見えるような、地域に開かれた施設とします。

カ 地域交流センター

- ・現在の中央公民館の利用実態を踏まえつつ、より多様な市民活動を支える施設とします。
- ・ホールに関しては、近隣の公共施設との役割分担を踏まえつつ、適切な規模、運用のあり方を検討します。

キ 駐車場、駐輪場

- ・駐車場に関しては、現在の施設の利用状況や他事例等を踏まえ、敷地Dにおいて平面で90台程度確保するほか、建物に隣接して60台程度確保します。
- ・駐輪場に関しても、中高生などの利用を想定しながら、十分な台数を確保します。

ク 公園

- ・中心市街地の憩いの場として、日常的に誰もが集まれる場所とします。
- ・芝生広場、水遊びができる場所を設けます。
- ・防災の観点から、公園内にかまどベンチ、マンホールレ等を一一定数設けます。

ケ カフェ等

- ・カフェやその他民間テナントなど、本事業との親和性の高い機能の誘致を検討します。

了 防災

・「官庁施設の総合耐震・対建設計画基準」による構造体Ⅱ類・建築物Ⅲ非

- 環境配慮⁶

- ウ 木質化

- E インクルーシブ

- オ
その他

- 6 今治市は2023年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明しました。本事業においても、ゼロカーボンの実現に向けた施策を積極的に展開します。
- 7 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼロ」に呼びます。快適な室内環境を要するながら、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにするを旨とした建築物のことです。
- 8 地中埋設環境と密着しないように、環境への配慮をなすために作られた材料を「エコマテリアル」といいます。

- ・ 0～18歳の子どもが様々な遊び方をすることを踏まえ、適切なゾーニング、動線計画等において、支障がないよう配慮します。

① 機能間連携の考え方

- 文

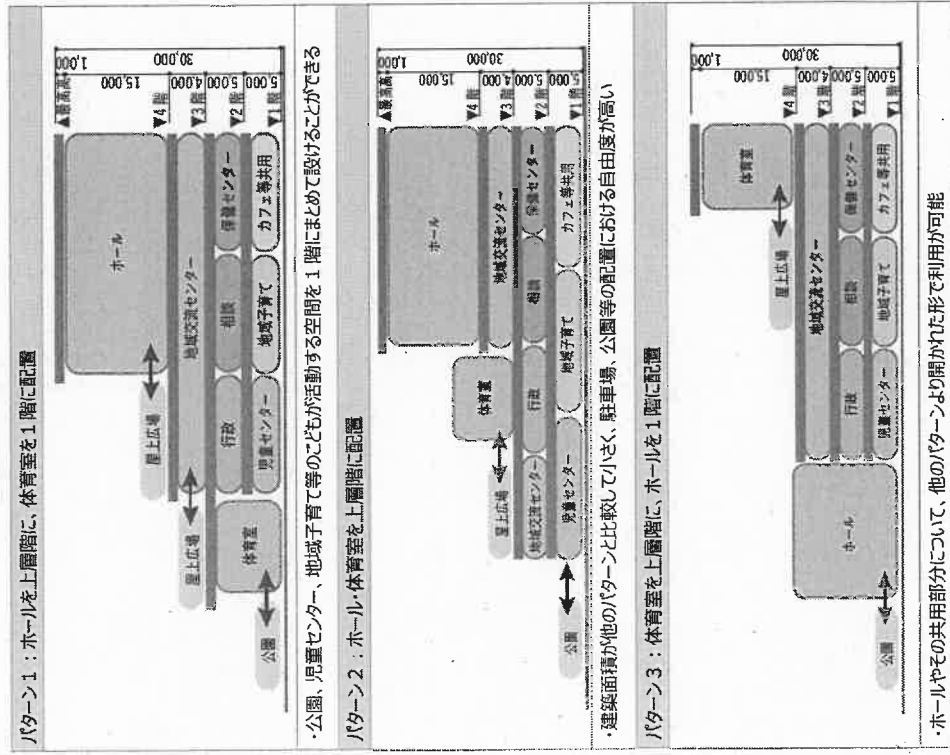


② モデルプラン

機能間の連携の考え方を踏まえたモデルプランは以下のとおりです。あくまで一定の考え方にもとづいた計画であり、このとおりに施設整備を行うものではありません。

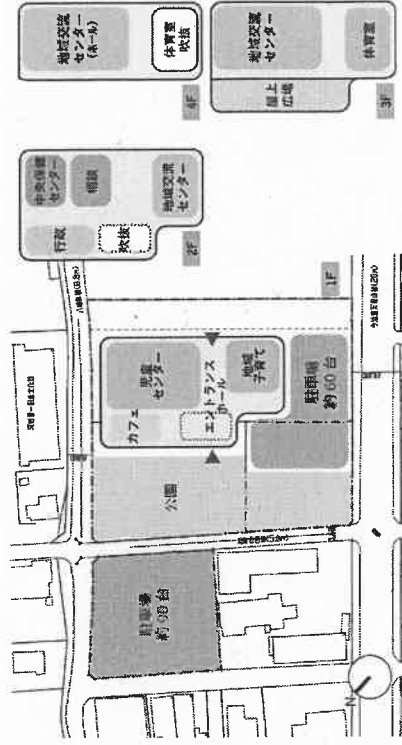
地域交流センターのホールや児童センターの体育室といった大規模な空間の配置により、下記の3つのパターンが想定されます。

図表23 モデルプラン（パターン）



※あくまで現時点での想定であり、今後の詳細検討、設計等において変更となる

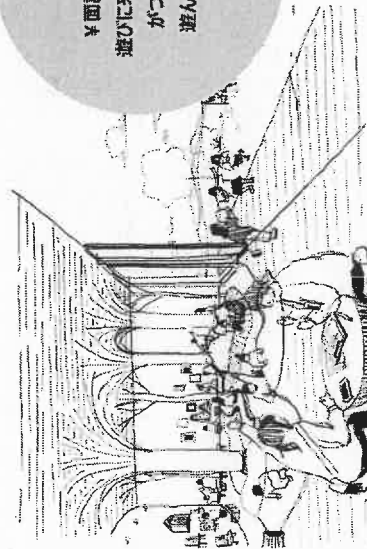
図表24 平面イメージ（パターン2の場合）



(4) 施設利用イメージ

拠点施設は、こども、子育て世代はもちろんのこと、幅広い市民の方に利用いただくことをとおして、今後の今治のまちに欠かせない施設として、中長期的にその役割を果たしていくことを目指します。

気軽に相談できる場所／利用者に寄り添った支援



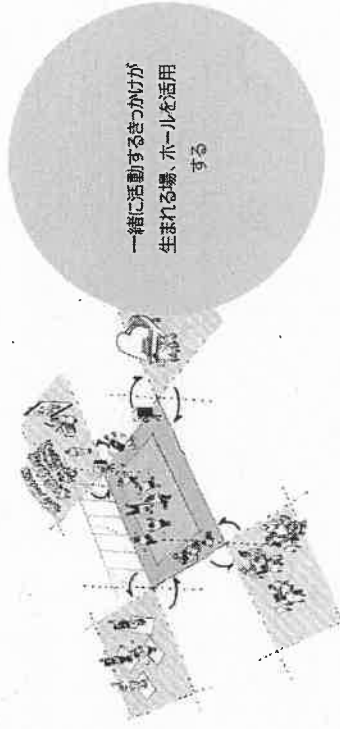
¥面談・伴走支援
遊びに来た人と保健師
がつながれる場
遊んでいるこども

こどもの居場所/多様な活動のサポート



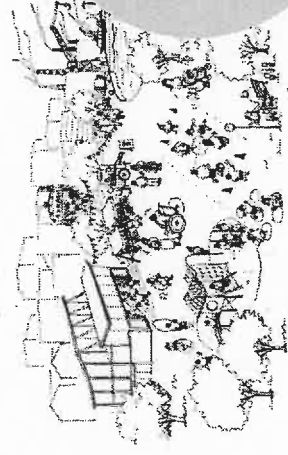
中高生が一人で、みんな
で集まれる（自習、本、ス
ポーツ、音楽）

多世代の活動・交流の場



一緒に活動するきっかけが
生まれる場、ホールを活用
する

中心市街地活性化の拠点



公園、憩い、賑わいなど
公園でのイベント等

(5) 施設整備費等の想定

現時点で想定する施設整備費は下記のとおりです。近年、施設整備費に関しては、過去と比較して全国的に高騰していることから、今後その動向を注視していく必要があります。

財源に関しては、国庫補助金、交付金等を有効に活用するほか、起債、一般財源、民間資金等の多様な手段のなかから最適な資金調達手法を採用します。

補助、交付金等の適用については、本事業の施設整備段階における制度に基づいて行われるものになりますが、現時点では、「都市構造再編集中支援事業」などによる支援を受けることを含め、市の財政負担を低減する形で活用を目指します。

図表25 施設整備費想定

機能区分	金額
子育て支援機能	約31億円
保健センター機能、地域交流センター機能	約40億円
合計	約71億円

※その他、外構・公園工事費、既存施設解体工事費、調査・設計費、備品等の費用が別途必要となります。

いずれについても現時点で一定の前提のもと設定したものであり、今後大きく変更になる可能性があります。

5. 管理・運営方針等

(1) 管理・運営の考え方

① 管理・運営の目標

管理・運営においては、施設のあり方を踏まえ、以下の4つの目標を設定します。

図表26 管理・運営の目標

施設のあり方	・子育て支援のハブとなる拠点 ・こども・子育て世代を中心に、誰もが利用できる拠点 ・中心市街地におけるリーディングプロジェクト
↓	
管理・運営の目標	- 目標1：困っている人が相談しやすい場所とする - 目標2：子育て支援に関わる人や主体を増やすための場所とする - 目標3：世代を超えて思い思いの活動できる場所とする - 目標4：日常的な憩い、賑わいのある場所とする

② 管理・運営方針

ア 一体的な管理・運営

拠点施設は、子育て世代活動支援センター、保健センター、児童センター、地域交流センターという複数の機能を集約した複合施設であり、各機能が連携し、相乗効果を発揮することが期待されています。従って、可能な限り施設全体での一体的な管理・運営を目指します。

イ 施設を活用したイベント等の積極的な実施

拠点施設の基本理念・基本方針の実現に向けては、魅力的な施設だけでなく、「みんなの居場所」となるような運営上の工夫が必要となります。子育てをはじめとした各機能にひもづくテーマに関する講座やイベントの開催等、市民が集まるような取組を積極的に展開していきます。

ウ 「オール今治」を目指す多様な主体とのパートナーシップの構築

拠点施設の運営においては、子育てに関わる様々な市民や団体・企業の参画のもと、多機関による子育て支援のネットワークを活用することが求められます。本施設の管理・運営にあたっては、これらの多様な主体とのパートナーシップのあり方についても検討していきます。

エ 民間ノウハウの活用

本市の財政状況は厳しい状況にあり、施設整備だけでなく、管理・運営においても効率性を重視する必要があります。そのため、民間ノウハウを最大限に発揮し、コスト削減およびサービス向上を図ります。

(2) 各施設の管理・運営のあり方

① 管理・運営主体

ア 想定される管理・運営主体

管理・運営の効率化を図るためには、可能な限り民間活力の導入を図ることが望ましいですが、拠点施設は本市の子育て支援の拠点となる施設であり、本市が自ら実施すべき行政サービスが数多くあります。

従って、本市が自ら運営すべき機能については本市の直営とし、その他の機能に係る管理・運営については、指定管理者制度の導入等を検討します。また、複合施設全体でのイベント実施など、各機能の連携が必要な運営においては、本市と指定管理者が適切に連携し、取り組むこととします。

図表27 管理・運営主体

区分	機能	内容
行政	事務所機能	行政機能として引き続き直営で運営する
	子ども家庭総合支援拠点	中長期的な視点からの人材確保等の課題を有するが、業務の性質やノウハウの蓄積などを考慮し、当面は直営（一部業務委託）とする。
	子育て世代包括支援センター	
相談・支援	発達支援センター	
	地域子育て支援拠点	児童センター等と一体となった管理・運営も想定されるため、指定管理者制度の導入を検討。
	ファミリーサポートセンター機能	
健康・保健指導	一時預かり機能	
	保健センター	健康相談、保健指導、健康診査など地域保健に関する多くの業務を直営で実施。
		特定健診、がん検診業務の実施は委託しており、受託できる機関が限られている為、当面は現状の委託を継続予定。
児童センター	児童センター	児童センターにおける施設の貸出等のほか、維持管理や地域交流センターと一緒にあったイベントの実施等の面で、民間ノウハウの発揚が期待されるため、指定管理者制度の導入を検討。
	地域交流センター	児童センターと同様に、指定管理者制度の導入を検討。
	ホール	
その他	公園および駐車場	市民の憩いの場としての活用、イベントにおける活用等の観点から、他の施設と一体的に、指定管理者制度の導入を検討。
	カフェ・テナント等	業務委託、施設の貸付または使用許可等の形での実施が想定される。

イ 指定管理者に期待する事項

公共施設の管理・運営における民間活力の導入方法として、業務委託、あるいは指定管理者制度の導入が考えられますが、より管理・運営の自由度が高く、民間ノウハウの発揚が期待できる指定管理者制度の導入を想定します。

図表28 民間ノウハウの発揚を期待する事項

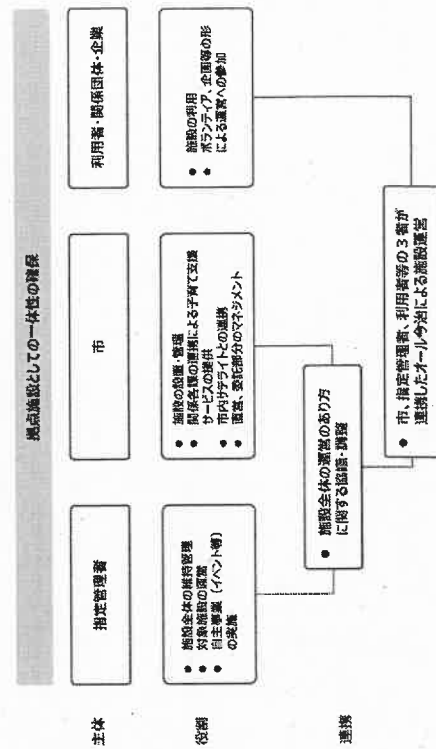
一体的な管理・運営	複合施設を指定管理者が一体的に管理することによって、施設全体での情報発信や利用調整等がしやすくなる。
イベント等の実施	子育て支援や青少年の育成に資する情報発信やイベントを積極的に行っていくことが、この施設の魅力や整備効果を最大化することにつながる。 指定管理者の業務、自主事業の形で、民間のノウハウを活用した情報発信・イベントの開催が可能。

② 管理・運営の内容

ア 各主体の役割

本事業においては、子育て支援政策の中心拠点としての役割を果たすとともに、市民・関連団体・企業等と市、指定管理者が連携し、オール市治で望ましい施設のあり方を実現していくことが重要になります。

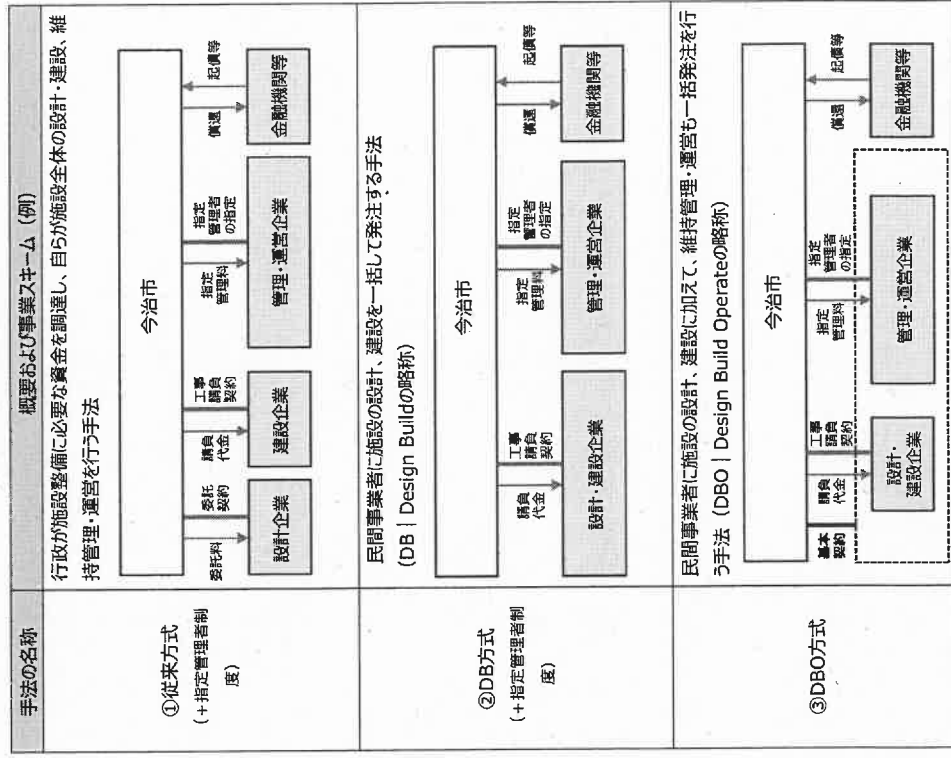
図表29 各主体の連携イメージ



(2) 想定される事業手法

管理運営の一部に指定管理者制度を導入することを前提とした事業手法としては、主に4つの手法が想定されます。各事業手法の概要、特徴は以下のとおりです。

図表30 想定される事業手法



6. 事業手法

(1) 事業手法に関する考え方

前述のとおり、拠点施設の管理運営においては、一部の機能に指定管理者制度の導入を想定します。

また、「今治市公共施設等総合管理計画」においても、将来の財政負担軽減のため、指定管理者制度をはじめ積極的にPPP/PFIなど民間活力による効率的・効果的な管理運営手法の導入も推進し、更新・管理運営コストを削減することが目指されていることから、指定管理者制度の導入とあわせ、PFI等の施設整備に関する官民連携手法を含む事業手法のあり方について、以下の観点から検討を行います。

① 効果的かつ安定的な運営

拠点施設は複数の機能が集約された複合施設であり、そのコンセプトを実現するためには各機能が連携し、相乗効果を発揮する必要があります。また、利用者へのサービス向上という点からは、安定的に運営できることも重要となります。

② 管理運営の考え方を反映した施設整備

拠点施設は運営が非常に重視される施設であり、ハードとしての施設も効果的な運営を可能とするものである必要があります。施設整備と管理運営を一体的に民間に委ねることにより、維持管理のしやすい施設となり、ライフサイクルコストの削減も期待できます。

③ 市の財政負担の軽減

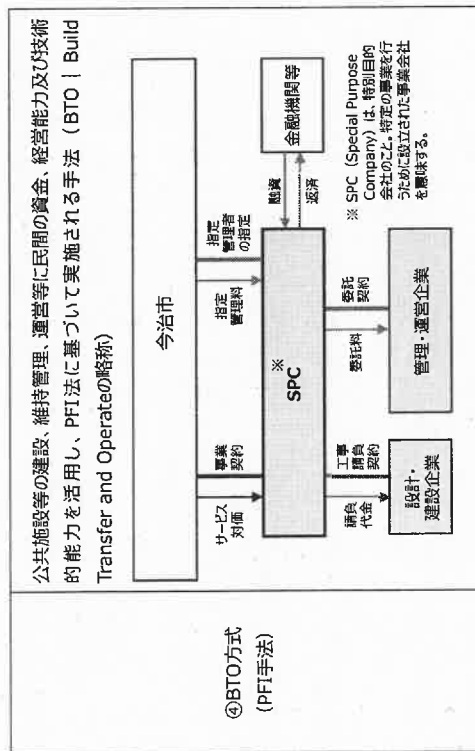
前述のとおり、本市の公共施設の建替えにおいては、財政の平準化、コスト削減が求められているところであり、この点が実現可能な事業手法が望ましいと言えます。

④ 民間事業者の参画可能性

官民連携手法を採用するにあたっては、参画する民間事業者がいることが前提となります。従って、各事業手法における民間事業者の参画可能性についても検証する必要があります。

上記で整理した観点を踏まえた各事業手法のメトリック・デメトリックは以下のとおりです。

事業手法	メリット	デメリット
従来手法 + 指定管理	・市の意向を反映しやすい。 ・実施実績が豊富な事業手法であり、市の事務的な負担が小さい。 ・各プロセスにおいて最適な事業者を選定することが可能。	・施設整備と管理運営は別々に事業者を選定するため、管理運営の視点を施設整備に反映することは難しい。 ・施設整備におけるコスト削減は期待できない。 ・支出の平準化ができない。 ・運営期間が3～5年間で短期である。
DB+ 指定管理	・施設整備、管理運営それぞれにおいて一定のコスト削減が期待できる。 ・実施実績が豊富な事業手法であり、市の事務的な負担が比較的小さい。 ・施設整備、管理運営それぞれにおいて最適な事業者を選定することが可能。	・施設整備と管理運営は別々に事業者を選定するため、管理運営の視点を施設整備に反映することは難しい。 ・運営期間が3～5年間で短期である。 ・支出の平準化ができない。
DBO	・長期的な運営が可能。 ・一括発注となるため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。また一体的な事業実施が可能。 ・施設整備、管理運営それぞれにおいて一定のコスト削減が期待できる。	・支出の平準化ができない。 ・PFI法に則ったまたは準じた事業者選定手續きを取る場合は、一定の時間を要する。
PFI (BTO)	・長期的な運営が可能。 ・一括発注となるため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。また一体的な事業実施が可能。※他の手法と比べて民間の自由度が高い ・施設整備、管理運営それぞれにおいて一定のコスト削減が期待できる。 ・支出の平準化が可能。	・PFI法に則った事業者選定手續きが必要となり、一定の時間を要する。 ・SPC（特別目的会社）の設立・運営コスト、民間事業者による資金調達コストがかかる。



事業手法	官民の役割分担				建設部分の契約形態	発注形態
	資金調達	設計	建設	維持管理		
従来手法	市	市	市	指定管理	請負契約	仕様発注 分離発注
+ 指定管理						
DB + 指定管理	市	民間事業者		指定管理	請負契約	性能発注 (※1) 一括発注 (※2)
DBO	市	民間事業者 (指定管理を含む)			請負契約	性能発注 一括発注
PFI (BTO)	民間 事業者	民間事業者 (指定管理を含む)			事業契約 (※3)	性能発注 一括発注

※1：性能発注は、発注者が求めるサービス水準を規定し、その実現方法を事業者に変える発注方式のこと。仕掛発注（発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者が発注する方式）に比べ、民間事業者の創意工夫の余地が大きい。

[illegible]

※3：事業契約とは、設計、建設、維持管理・運営までを含む契約

今後、「DBO」を基本としながら、PFI法に則った事業（資金調達を公共が行う形でのBTO等）として実施することについても検討を行い、事業手法を確定していく予定です。

② 民間事業者の意見

民間事業者の参画可能性を検証するため、望ましい事業手法について、PPP/PFI事業等に関心を持つ民間事業者（設計・建設・維持管理・運営・その他）13社に対し、アンケート調査を実施しました。

アンケートの中では、「DBO」が望ましいとする事業者が最も多く、また、「PFI（BTO）」でも事業への参画の可能性があったとした事業者も一定程度いました。「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」が望ましいとした事業者は限定的でした。また、「DBO」や「PFI（BTO）」の場合の事業期間に関しては、15年程度とした事業者が多くありました。

上記を踏まえ、「DBO」または「PFI（BTO）」での事業実施については、民間事業者の立場からはノウハウの発掘などのメリットがあり、一定程度の参画も見込まれると考えられます。

⑥ VFM⁹の算定

事業手法の比較のために、VFMの算定を行いました。VFM算定結果においては、「従来手法＋指定管理」と比較して、「DB＋指定管理」または「DBO」の方が望ましいと民間ノウハウ発掘の余地が大きいことから、コスト削減やサービス水準の向上が期待できるため、メリットがあると考えられます。

「DB＋指定管理」または「DBO」と、「PFI（BTO）」を比較した場合、公共が資金調達を行う方が、民間が資金調達を行うより資金調達コストが低いことから、メリットがあると考えられます。

上記を踏まえ、VFMの観点からは、「DB＋指定管理」または「DBO」が望ましいと考えられます。

なお、VFMはあくまで現時点で想定される各種条件に基づくものであり、事業の進捗とあわせて再算定を行う予定です。

⑦ まとめ

本事業においては、維持管理・運営に指定管理者制度を導入することを想定すると、「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」、「DBO」、「PFI（BTO）」の4つが主な手法として挙げられます。

その中で、民間ノウハウを発揮した施設整備、管理・運営の観点からは、「DBO」または「PFI（BOT）」が有力な手法となります。民間事業者に対するアンケート調査のなかでも、「DBO」または「PFI（BOT）」が望ましいとした事業者が多く、「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」と回答した事業者は限定的でした。

「DBO」と「PFI（BTO）」の比較においては、資金調達を市、民間事業者のどちらが担うかが大きな違いになりますが、VFM算定の結果においては、本事業において民間資金の導入のメリットは大きくないという結果となりました。

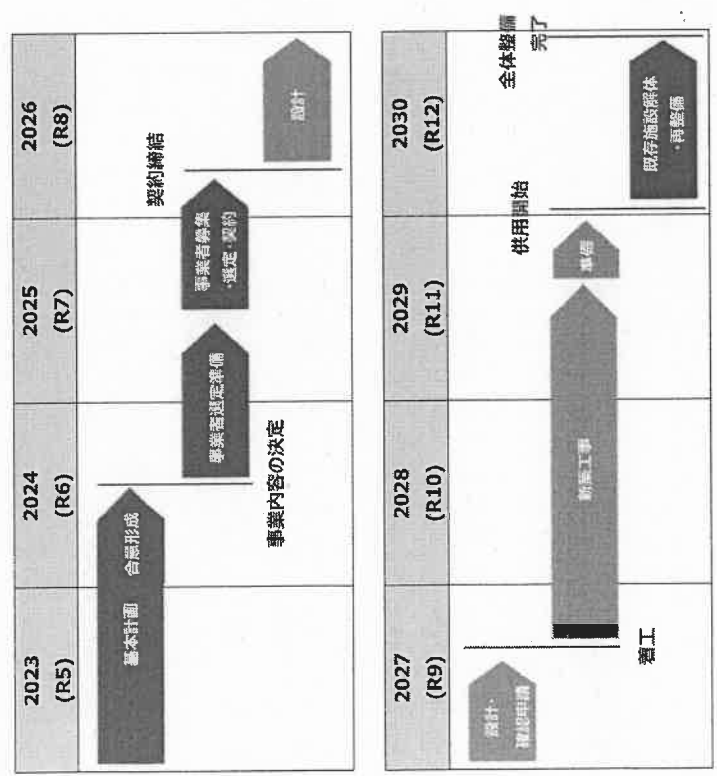
そのため、本事業においては、「DBO」が望ましい手法として考えられます。一方で、PFI手法に関しては、PFI法に則った明確な手続きの物、SPC（特別目的会社）が中長期的に事業に責任をもって事業に関与できること等のメリットがあり、近年では、資金調達を公共が実施したうえで、PFI法に則った事業を進める事例等もあります。

⁹ Value For Money（VFM）：「より少ない（Money）に、より多くの価値（Value）を供給する」という考え方のもと、DBOやPFI等の手法を導入した場合、従来の方式と比べてサービスの向上やコストの削減が可能かを図るものになります。本事業に関しては、

7. 今後の進め方

今後想定される事業スケジュール（DBOの場合）は以下のとおりです。DBO以外の手法を採用する場合においても、2030年度での供用開始を目指します。

図表33 想定スケジュール（DBO）



はじめに

基本計画策定の趣旨

- 本市が新たに計画している（仮称）今治版ネウボラ拠点施設の整備事業（以下、「本事業」）のあり方を明確化することを主な目的に、本基本計画を策定します。

背景

- ✓ 子育て支援に関して、子育て世代が気兼ねなく相談できる**伴走型支援体制**の一層の強化が求められています。
- ✓ 市には、天候に左右されず安心して遊ぶことができる**屋内外の遊び場所や、楽しさやワクワク感が味わえる場所等**が欲しいという要望が多く寄せられています。
- ✓ 少子高齢化が進むなか、地域の宝である**子どもたちを地域全体で育てていく**ために何をすべきかを真剣に考え、効果的な施策を展開することが急務となっています。

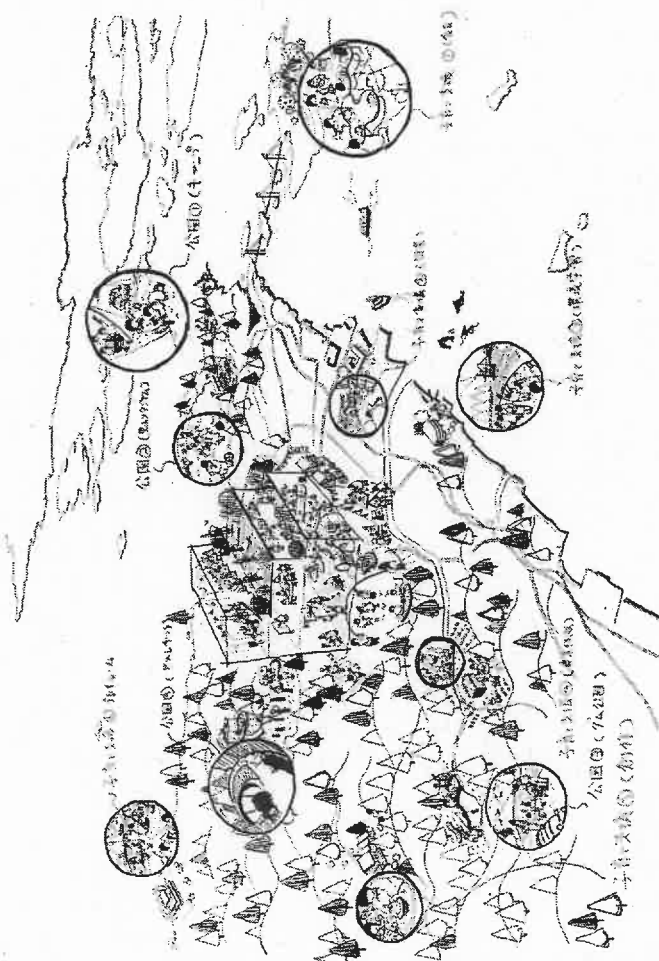
趣旨

- ✓ 本市では、新たに整備する今治版ネウボラの中核を担う拠点施設に関して、基本理念や基本方針、備えるべき機能の方向性を示すものとして、令和5（2023）年3月に「（仮称）**今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想**」を策定しました。
- ✓ 基本計画は、基本構想をもとに、新たに整備する施設の**整備方針等の具体化を図る**ものです。

基本計画の構成

- 前提条件等を踏まえ、施設整備、管理運営のあり方等を定めます。

前提条件・事業実施方針の整理		
1. 前提条件の整理	2. 事業を取り巻く環境の整理	3. 事業実施方針等
事業内容・手法の整理		
4. 施設整備計画	5. 管理運営方針	6. 事業手法
今後の進め方		
7. 今後の進め方		



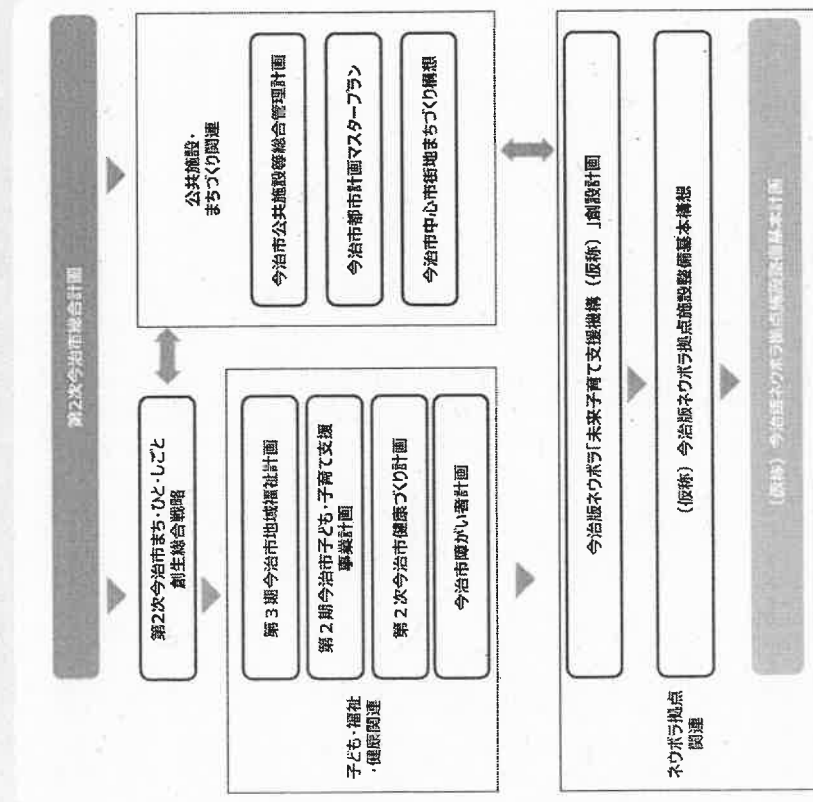
（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備 基本計画 概要版

令和6（2024）年3月

はじめに

基本計画の位置づけ

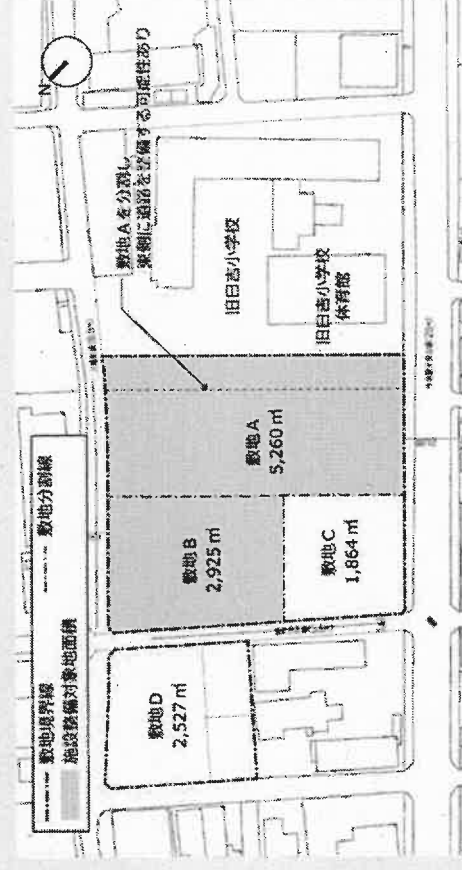
- 基本計画は、第2次今治市総合計画に定める将来像を実現するための施策としての本事業の具体的な内容を定めるものとして位置づけられます。
- 子育て関連の計画のほか、まちづくりをはじめとした各種計画との整合性を確保するものとします。



前提条件

敷地条件

- 基本計画においては、①面積や過水想定、交通アクセス等の評価、②施設整備や相乗効果発揮への期待、③公民館の建替えに関する要望書、④敷地と市道の位置関係、⑤中心市街地再生における賑わい創出の検討状況等を考慮し、旧日吉小学校の一部と、隣接する中央公民館、日吉公園、旧中央乳児保育所、旧働く婦人の家を含む一団の公有地を事業用地として選定しました。



所在	今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1
敷地面積	敷地A:5,260㎡ 敷地B:2,925㎡ 敷地C:1,864㎡ 敷地D:約2,527㎡ (施設整備対象地面積:敷地A+敷地B 8,185㎡)
用途地域	商業地域
指定建ぺい率/指定容積率	80% (角地 + 10%) / 400%
交通アクセス	JR今治駅から約450m、徒歩約6分
その他	準防火地域、高度地区の指定なし、日影規制なし等

前提条件

導入機能

- 既存機能の移転集約等を中心に、導入機能について整理しました。

区分	機能	内容
行政	事務所機能	● ネウボラ政策課 ● 健康推進課（保健センター）
	子ども家庭総合支援拠点	● すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。（本市ではこれに、家庭児童・婦人相談、ひとり親家庭に関する業務及び子育て世代包括支援センターも加えた「子ども家庭支援室」としてR4から組織体制スタート。）
相談・支援	子育て世代包括支援センター	● 妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
	発達支援センター	● 発達障害者等及びその保護者等の相談や発達障害に対する理解の啓発、発達検査（WISC-IVなど）の実施、市内関係機関との調整などを行う。上記2機能と連携する発達相談機能。
地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点	● 0歳からおおむね3歳までの子どもとその親の遊び場。育児に対する不安や悩みの相談、親子の交流も目的。市内10拠点のうちの1つ市直営「ばりっこ広場」の集約を想定。
地域子育て支援	ファミリー・サポート・センター機能	● 援助活動（各種預かり）機能の集約。
	一時預かり機能	● 保育所等の一時預かり（16か所）の機能補完として、ファミリー・サポート・センターの機能拡充を行うもの。

前提条件

導入機能（つつき）

区分	機能	内容
健康・保健指導	保健センター	● 健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。
児童センター	児童センター	● 枝樫児童館を集約するとともに、児童健全育成事業の拡充を目指す。屋内・屋外遊具や中高生の居場所等の整備も含め機能拡大を想定。
地域交流センター	地域交流センター	● 現在、社会教育関係団体等の活動に利用される会議室・学習室・和室等の各部屋、文化・芸術の発表会等で利用されるホール等を配備。市民の交流の場、学びの場が広がる地域交流センターとして整備を想定。
その他機能	ホール	
	カフェ・テナント	● 地産地消や親子カフェ等、施設を訪れる子育て世代だけでなく広く市民が利用できる生活・文化等の様々な交流に繋がるスペースの併設。
公園	日吉公園	● 都市計画公園としての役割を踏まえ、近隣の市民、拠点の利用者等が様々な使い方をできる公園。
駐車場	駐車場	● 拠点利用者の特性を踏まえ、利便性に配慮した台数、配置での駐車場の整備。

事業を取り巻く環境の整理

市民等意見

- 拠点施設の整備に対するニーズや意見を把握することを目的に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを実施しました。
- 特に、「子どもの意見の重視」を目指し、小学生、中学生、高校生等からも重点的に意見を聴取しました。

【ご指摘】

- ・施設が午前中しか利用できない
- ・平日には男性が利用しにくい

【ご要望】

- ・屋内で体を動かせる施設、地域で交流できる場所 等

【あったらいい場所、アイデア】

- ・室内球技場
- ・図書館
- ・芝生や水辺などの憩い空間 等



子育て層

【放課後・休日の過ごし方】

- ・部活で埋まっている 等

【ネウボラ拠点施設にほしい機能】

- ・室内アスレチック
- ・勉強ルーム 等



小学生



中学生

【まちにほしい場所】

- 自然環境、カフェ等の飲食店舗、勉強や運動ができる施設 等

【拠点施設の理想像】

- 他世代の交流、年齢に合わせた遊び場があり回遊性が向上 等

【拠点施設等へのご要望】

- 子どもが遊べる遊具、地場産業の学習等の今治らしい空間 等

【管理・運営面へのご要望】

- 時間や利用条件の制約の少なさ、保護者同士の交流促進の仕組み、等



高校生・一般市民



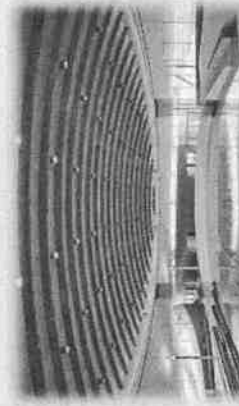
市内企業

事業を取り巻く環境の整理

先進事例

- 先進事例を踏まえ、下記の点に留意しながら事業を進めます。

サービスのワンストップ化	● 窓口等の集約、関連する機能の近接した配置、運営上の連携等として、市民が利用しやすい施設とする
シームレスな空間	● 機能ごとに部屋を区分しすぎず、各機能が融合した豊かな空間を創出するとともに、フレキシブルな利用ができる施設とする ● 施設の内部だけでなく、外部空間ともシームレスにつながる工夫する
多様な利用者を受け入れる	● 時間帯ごとに利用のあり方を変えるなどの工夫により、様々な利用者を受け入れやすい施設とする
人を集める工夫	● 雨の日でものびのびと遊べるなど、ここでしかできない体験を可能とすることにより、全市民的に人を集める ● 日常的に集まりやすい、入りやすい場所とする ● 中高生が集まりやすい工夫（勉強する場所、自由に過ごせる場所の設置）により、居場所としての機能を高める
ソフトの充実	● 市民や関係主体と連携したイベントの実施など、単なる資館ではなく、情報発信、交流が可能な施設とする



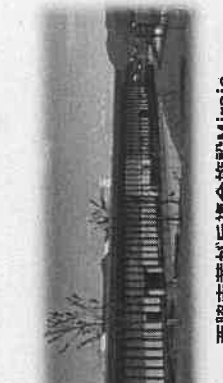
シエルターインクルーシブアプレイス コパル



のだしこども館 supported by kikkoman



北上市保健・子育て支援複合施設hoKko



西脇市茜が丘複合施設Miraie

（出所）コパル、野田市、北上市、西脇市ウェブサイト

拠点のあり方

- 基本構想で定めた基本理念・方針を踏まえ、拠点のあり方を整理しました。

基本理念・基本方針

「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所〜こどもが輝く未来を創る〜」

拠点のあり方

はぐくむ

子育て世帯のハブとなる拠点

- ・ 関連機関の集約・連携を通じて、子育て支援機能の強化・拡充を図る
- ・ 本市における子育ての象徴的な存在として、関係部署や関係機関との円滑な連携を図るためのハブとしての役割を担い、まち全体で子育てを支える環境の充実を目指す

つながり

こども・子育て世帯を中心に誰もが利用できる拠点

- ・ 複合化の特性を踏まえ、機能間連携、施設の一体利用等とおし、ソフト・ハード両面において、シームレスな、交流しやすい拠点とする
- ・ 誰もが使いやすい全世代型の施設とするとともに、全市から幅広く利用者を集める施設とすることを旨とする

つどい

中心市街地におけるリーディングプロジェクト

- ・ 事業用地を含む中心市街地は、本市の中心拠点として位置づけられ、複合的な都市機能の集積や官民連携によるまちの賑わい創出などが目指されている
- ・ 多くの市民が利用する魅力的な場所とすることで、以降の再整備を先導し、周辺施設と連携し相乗効果を発揮していくことを目指す

事業実施方針

- 拠点のあり方を実現するため、以下の実施方針のもと事業に取り組みます。

ソフト	連携強化・体制づくり		サービス強化・拡充	
	人をつなげる場	多目的な場	シームレスな場	
×	✓ 拠点整備を契機とした連携強化・体制づくり ✓ 今治版「未来子育て支援機構（仮称）」をとおして目指す姿の具体化	✓ 施設の内容、中長期的なニーズを考えると、全ての世代が親しめる施設とする必要がある → 複合化の特性等をいかしながら、多目的な利用ができる施設とする	✓ 拠点を通じたサービス強化・拡充 ✓ 交流、きっかけづくり、アウトリーチ、オンラインサービスの充実等、拠点を中心に実施可能な取組を明確化	
ハード	✓ 周辺の子どもが減ること、中心市街地のまちづくりをリードする拠点からは、日常的に人がくると、目的となる施設の整備が必要 → 児童センター機能の拡張、公園、民間機能との連携をとおして、魅力ある場をつくることが重要		✓ 子育て世代を中心に、市民が自然に、あるいは意識を持って交流ができる施設とする → 駅地外からアプローチしやすい施設とするとともに、各機能がシームレスにつながるようにする	
推進 方策	効果的な事業実施		官民連携の推進	
	✓ 厳しい財政、施設整備費高騰の状況等を踏まえ、複合化の特性を活かし、コンパクトな計画とする ✓ 可能な限り一体的な管理・運営を行うなど、ランニングコストの面から効率化を図る		✓ PPP／PFI等の活用について検討する ✓ 官民連携を幅広くとらえ、財源確保やサービスの提供の面での連携も含め、オール市民で子育てを支えることを目指す	

施設規模（想定）

区分	機能	想定面積
行政	事務所機能	約300㎡
相談・支援	子ども家庭総合支援拠点 子育て世代包括支援センター 発達支援センター	約300㎡
地域子育て支援	地域子育て支援拠点 ファミリーサポートセンター機能 一時預かり機能	約100㎡
健診・保健指導	保健センター	約350㎡
児童センター	児童センター	約1,500㎡
地域交流センター	地域交流センター	約2,200㎡
その他機能	カフェ等（想定） エントランスロビー トイレ（各階） 備蓄倉庫	約350㎡
共用部分		約2,750㎡
合計（建物部分）		約7,850㎡
公園		約3,000㎡
駐車場	全体で150台（敷地Dにおいて90台、敷地A～Cにおいて60台）	

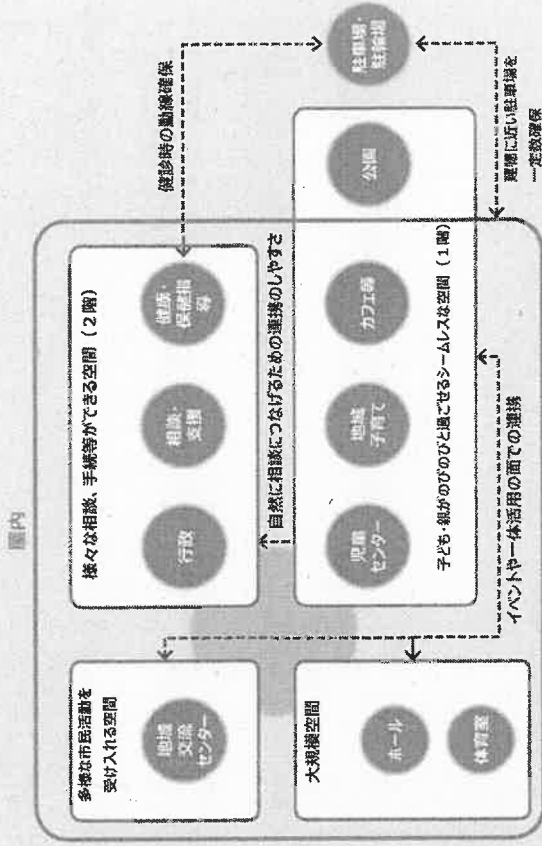
- ※ ホールの規模に関しては、現在の中央公民館のホールの規模を参考に設定していますが、今後変更の可能性があります。
- ※ あくまで現時点での想定であり、今後変更の可能性がります。
- ※ 複合施設の特性上、他の区分との共用等もあることにも留意が必要です。
- ※ 駐車場に関しては、既存施設の利用状況、他市町村における同種施設の事例等を踏まえ台数を設定していますが、詳細は設計段階において確定するものとなります

施設整備の考え方

- 施設全体については、複合施設であることからそのあり方や、建物高さ、動線、周辺との関係性を考慮しつつ事業を進めます。
- 「防災」「環境配慮」「木質化」「インクルーシブ」等に特に留意します。

各機能の関係性

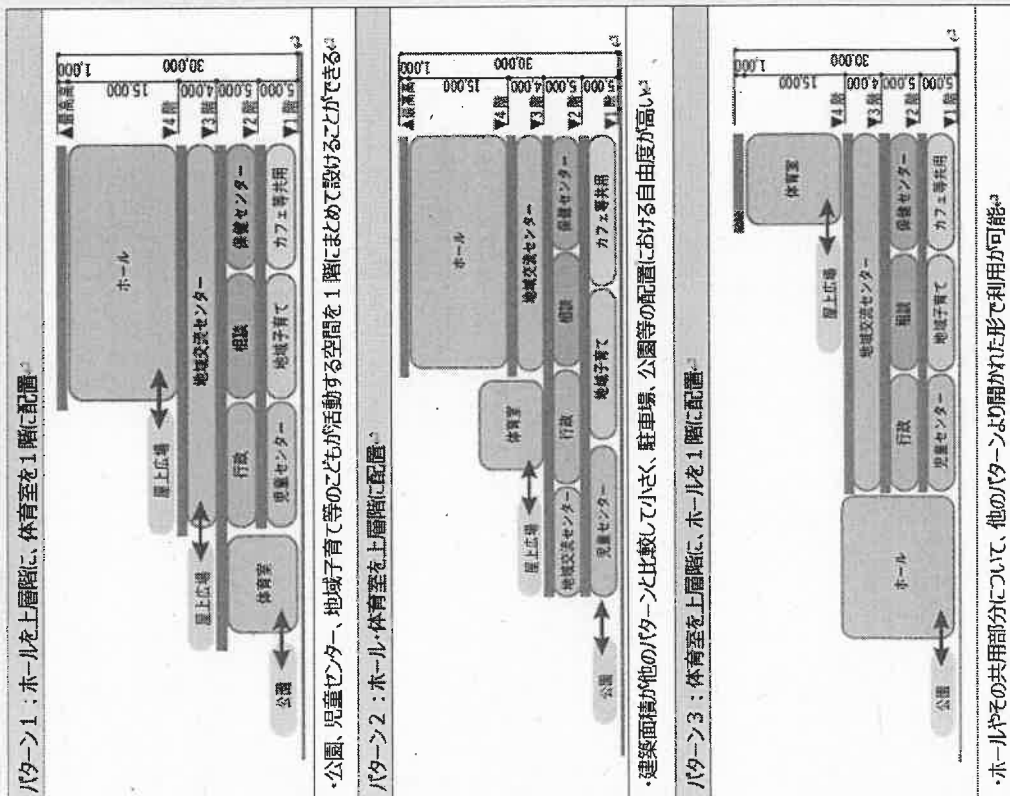
- 複合施設の特性を活かした機能間連携の強化を図るとともに、相互連携が期待される機能を同一フロアに配置します。



施設整備計画

モデルプラン

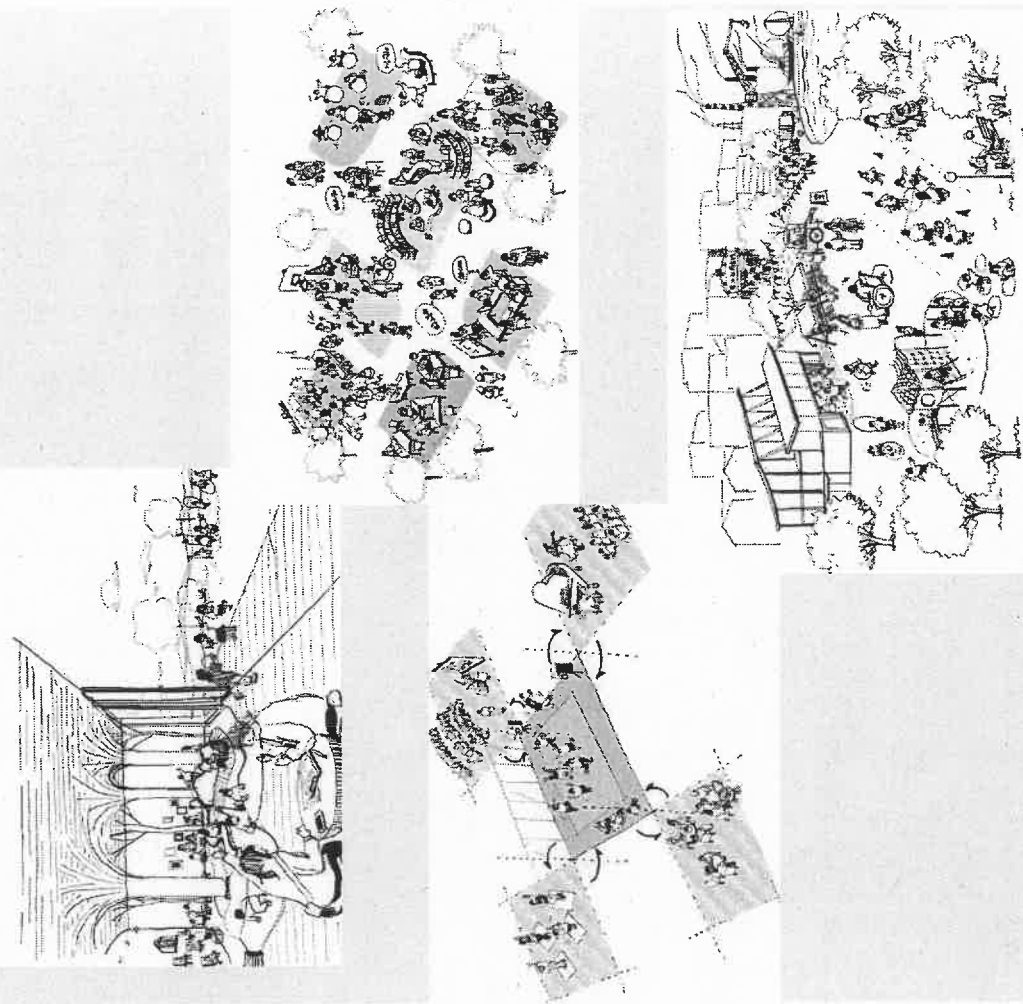
- 機能間の連携の考え方を踏まえたモデルプランは以下のとおりです。あくまで一定の考え方にとついた計画であり、このとおりに施設整備を行うものではありません。
- 地域交流センターのホールや児童センターの体育室といった大規模な空間の配置により、下記の3つのパターンが想定されます。



施設整備計画

施設利用イメージ

- 拠点施設は、子ども、子育て世代はもちろんのこと、幅広い市民の方に利用いただくことをとおして、今後の今治のまちに欠かせない施設として、中長期的にその役割を果たしていくことを目指します。



施設整備計画

施設整備費

- 現時点で想定される施設整備費は以下のとおりです。近年、施設整備費に関しては、過去と比較して全国的に高騰していることから、今後その動向を注視していく必要があります。
- 補助、交付金等の適用することで市の財政負担の低減を目指します。

子育て支援機能	約31億円
保健センター機能、地域交流センター機能	約40億円
合計	約71億円

- その他、外構・公園工事費、既存施設解体工事費、調査・設計費、備品等の費用が別途必要となります。
- いずれについても現時点で一定の前提のもと設定したものであり、今後大きく変更になる可能性があります。

管理・運営方針等

管理運営の考え方

- 管理・運営においては、施設のあり方を踏まえ、以下の4つの目標を設定します。目標実現のため、4つの管理・運営方針に従って事業を進めます。

- 目標 1**：困っている人が相談しやすい場所とする
- 目標 2**：子育て支援に関わる人や主体を増やすための場所とする
- 目標 3**：世代を超えて思い思いの活動できる場所とする
- 目標 4**：日常的な憩い、賑わいのある場所とする

管理・運営の目標

一体的な管理・運営

- ✓ 拠点施設は、子育て世代活動支援センター、保健センター、児童センター、地域交流センターという複数の機能を集約した複合施設であり、各機能が連携し、相乗効果を発揮することが期待されています。従って、可能な限り施設全体での一体的な管理・運営を目指します。

施設を活用したイベント等の積極的な実施

- ✓ 拠点施設の基本理念・基本方針の実現に向けては、魅力的な施設だけでなく、「みんなの居場所」となるような運営上の工夫が必要です。子育てをはじめとした各機能にひもづくテーマに関する講座やイベントの開催等、市民が集まるような取組を積極的に展開していきます。

「オール今治」を目指した多様な主体とのパートナーシップの構築

- ✓ 拠点施設の運営においては、子育てに関わる様々な市民や団体・企業の参画のもと、多機関による子育て支援のネットワークを活用することが求められます。本施設の管理・運営にあたっては、これらの多様な主体とのパートナーシップのあり方についても検討していきます。

民間ノウハウの活用

- ✓ 本市の財政状況は厳しい状況にあり、施設整備だけでなく、管理・運営においても効率性を重視する必要があります。そのため、民間ノウハウを最大限に発揮し、コスト削減およびサービス向上を図ります。

管理・運営方針

事業手法

事業手法に関する考え方

- 拠点施設の管理運営においては、一部の機能に指定管理者制度の導入を想定します。
- また、「今治市公共施設等総合管理計画」に基づき、指定管理者制度の導入とあわせ、PFI等の施設整備に関する官民連携手法を含む事業手法のあり方について、「効果的かつ安定的な運営」「管理運営の考え方を反映した施設整備」「市の財政負担の軽減」「民間事業者の参画可能性」の観点から検討を行います。

望ましい事業手法

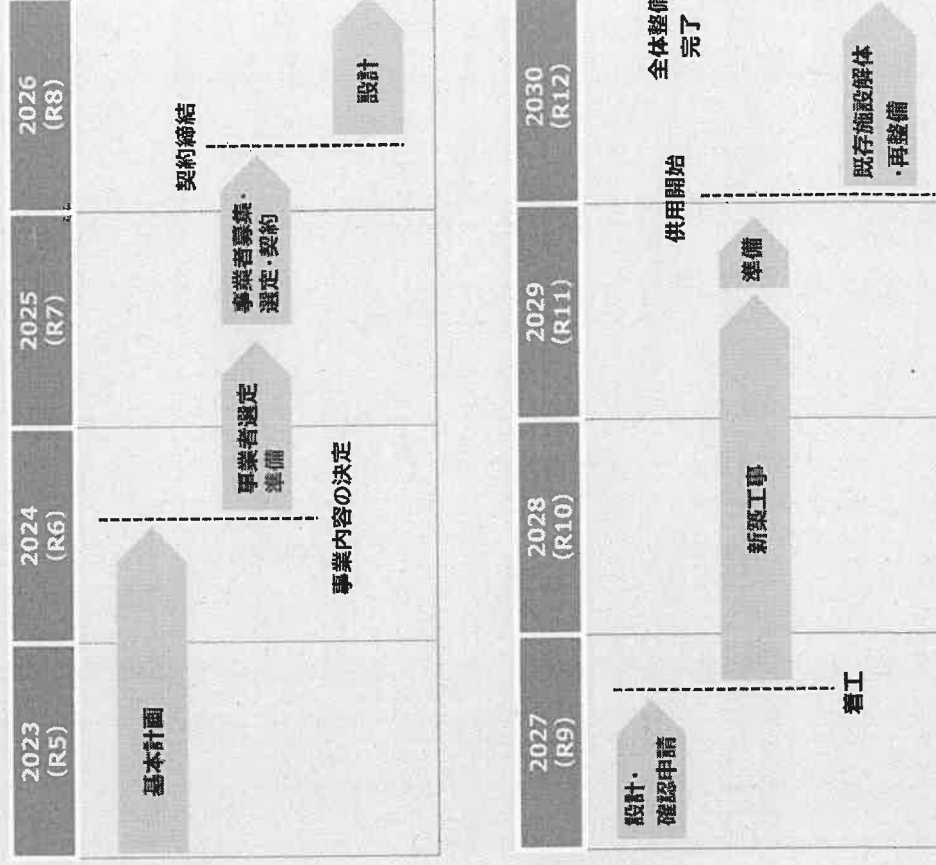
- 本事業においては、維持管理・運営に指定管理者制度を導入することを想定すると、「従来手法 + 指定管理」「DB + 指定管理」「DBO」「PFI (BTO)」の4つが主な手法として挙げられます。
- 定性的・定量的なメリット・デメリットの比較を行った結果、本事業においては、「DBO」が望ましい手法として考えられます。一方で、PFI手法に関しては、PFI法に則った明確な手続きの物、SPC (特別目的会社) が中長期的に事業に責任をもって事業に関与できること等のメリットがあり、近年では、資金調達を公共が実施したうえで、PFI法に則って事業を進める事例等もあります。
- 今後、「DBO」を基本としながら、PFI法に則った事業 (資金調達を公共が行う形でのBTO等) として実施することについても検討を行い、事業手法を確定していく予定です。

事業手法	概要
従来手法 + 指定管理	行政が施設整備に必要な資金を調達し、自ら施設全体の設計・建設、維持管理・運営を行う手法
DB + 指定管理	民間事業者が施設の設計、建設を一括して発注する手法 (DB = Design Buildの略称)
DBO	民間事業者が施設の設計、建設に加えて、維持管理・運営も一括発注を行う手法 (DBO = Design Build Operationの略称)
PFI (BTO)	公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、PFI法に基づいて実施される手法 (BTO = Build Transfer and Operateの略称)

今後の進め方

想定事業スケジュール

- 今後想定される事業スケジュール (DBOの場合) は以下のとおりです。DBO以外の手法を採用する場合においても、2030年度での供用開始を目指します。



今治市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

第4章 施策展開

2 子育て支援の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

事業内容

「ぱりっこ広場」等の地域子育て支援拠点事業所は、0歳からおおむね3歳までの乳幼児とその親が対象の地域に根ざした子どもの遊び場です。子育て機能の低下や子育て中の孤独感に対応するため、育児に対する不安や悩みの相談や多くの子育て講座等を通して、親子の交流やふれあいの場を提供することで、子どもの健やかな育成を支援しています。

確保策

地域における子育て支援を実施する認定こども園の設立との整合を図り、提供体制を整備します。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		8,264	8,209	8,151	8,095
②確保の内容	月間延べ	8,264	8,209	8,151	8,095
	実施か所数	9	9	10	11
②-①		0	0	0	0

【1-3 地域子育て支援拠点事業】

【見直しの概要】

本計画を切れ目なく効果的に実施するための組織体制などのアクションプラン「今治版ネウボラ計画」の重点施策「市域の広さをカバーする相談体制の構築」の取組「機能的なサテライト窓口の設置」について、日高地区に1か所開設する。

子ども・子育て支援法に基づく 基本指針の改正案（概要）

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援法に基づく基本指針^(※)の改正案について（概要）

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

改正の趣旨

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正の概要

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. その他所要の改正
→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

※ 改正児童福祉法の施行日（令和6年4月1日）に先立ち、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しの時期に合わせて、本年11月頃を目途に公布し、令和6年4月1日に施行することとする。

1. 家庭支援事業の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

概要

- 改正法において、子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援の事業の新設・支援内容の拡充を行い、併せて市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行うこととした。このため、
- ① 新規3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）や拡充した事業を含む家庭支援事業について、所要の改正を行う。
 - ② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。

改正案

① 新設・拡充のあった家庭支援事業について、所要の箇所に規定する

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を盛り込むこと。その際、乳児家庭全戸訪問事業、家庭支援事業等の市町村が行う事業は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整、連携の上、取組を進める必要があることに留意が必要である。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、児童福祉法第二十四条第五項の規定に基づく措置による保育所又は幼保連携型認定こども園への入所及び教育・保育の確実な利用の支援、同法第二十一条の十八第二項の規定に基づく家庭支援事業による支援の提供その他の地域子ども・子育て支援事業等の活用等によりこれらの家庭への支援を行うほか、都道府県の専門的な支援を必要とする場合には、都道府県と連携して対応する。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。2

1. 家庭支援事業及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

改正案

② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）の量の見込みの推計に当たっては、児童福祉法第二十一条の十八第一項の規定に基づき、当該事業の提供が必要であると認められる者に対して必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、同条第二項の規定に基づき、当該勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることを勘案すること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

1. 家庭支援事業及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

改正案

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準

- 新規3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を「六 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業」に位置付けたうえで、量の見込みの算出に際しての参酌基準を定める
- 「四 子育て短期支援事業」について、目標事業量設定に当たり参酌すべき基準を、事業の利用実績から利用者の利用希望へ変更する

事項	内容
四 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、 <u>子育て短期支援事業の利用希望、児童虐待に係る相談に応じた実績、児童福祉法第二十一条の十八第一項の規定に基づく利用の勧奨及び利用の支援並びに同条第二項に基づく支援の提供が見込まれる者の数等に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</u>
六 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数、児童虐待に係る相談に応じた実績、児童福祉法第二十一条の十八第一項の規定に基づく利用の勧奨及び利用の支援並びに同条第二項に基づく支援の提供が見込まれる者の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
八 一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、目標事業量の設定に当たっては、 <u>児童福祉法第二十一条の十八に基づき、事業の提供が必要であると認められる者に対して事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、やむを得ない事由により利用の勧奨及び支援を行っても事業の利用が著しく困難であると認めるときは、事業による支援を提供することに留意すること。</u>

4

2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

概要

- 改正法において、市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）において地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。このため、
- ① 市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
 - ② こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
 - ③ こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

改正案

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(一) 児童虐待防止対策の充実

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

市町村における児童虐待の発生予防、早期発見のため、産後の初期段階における母子に対する支援など、支援を必要とする妊婦への支援を行う。あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援等を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、支援が必要な者に対しサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な支援につなげることが重要である。こうした対応を円滑に行えるよう、市町村においては、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置し、児童福祉機能と母子保健機能の緊密な連携を図るとともに、地域子育て相談機関を始めとする地域における相談窓口や地域子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努める。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

5

2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

改正案

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(一) 児童虐待防止対策の充実

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見（※前ページからの続き）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（中学校区を目安とする。）ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努める。地域子育て相談機関においては、全ての妊産婦、子育て家庭又は子どもが気軽に相談できる子育て家庭の身近な相談先として、子育て家庭と継続的につながり、支援を行うための工夫を行うとともに、こども家庭センターとの密接な連携を図る。こうした取組を始めとして、支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うためにこども家庭センターを中心とした連携体制の構築を図ることが必要である。

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

また、こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援をつなぐ機能を有することから、子育て支援に関わる関係機関と十分に連携を行うこと。加えて、住民の身近な場所で子育てに関する相談及び助言を行う地域子育て相談機関は、こども家庭センターと十分に連携することで、子育て家庭に必要な支援につなげるとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

6

2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

改正案

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準

地域子育て相談機関に対して、利用者支援事業を活用して補助を行うことを想定していることから、

当該事業の量の見込みの算定に際し、地域子育て相談機関を中学校区に一つを目安に整備することを勘案する旨を記載する

事項	内容
一 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 <u>目標事業量の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（中学校区を目安とする。）ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていることも考慮すること。</u>

7

3. 子どもの権利擁護に関する事項の追加

概要

- 改正法において、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置や一時保護等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うため、意見聴取等措置をとらなければならないとされた。また、こどもの意見表明等を支援する事業が新設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられた。

このため、こどもの権利擁護に係る記載に係る所要の改正として、

- ① 児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとることについて規定する。
- ② 都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定する。

改正案

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(一) 児童虐待防止対策の充実

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行う。また、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子どもの最善の利益を考慮しつつ、その意見又は意向を勘案して措置を行うため、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ、適切に子どもの意見聴取等措置をとることとする。併せて、都道府県は子どもの意見表明等の支援や子ども等からの申立てに基づき児童福祉審議会等が調査審議及び意見の具申を行う仕組みなど子どもの権利擁護に向けた必要な環境の整備を行う。

参考資料

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

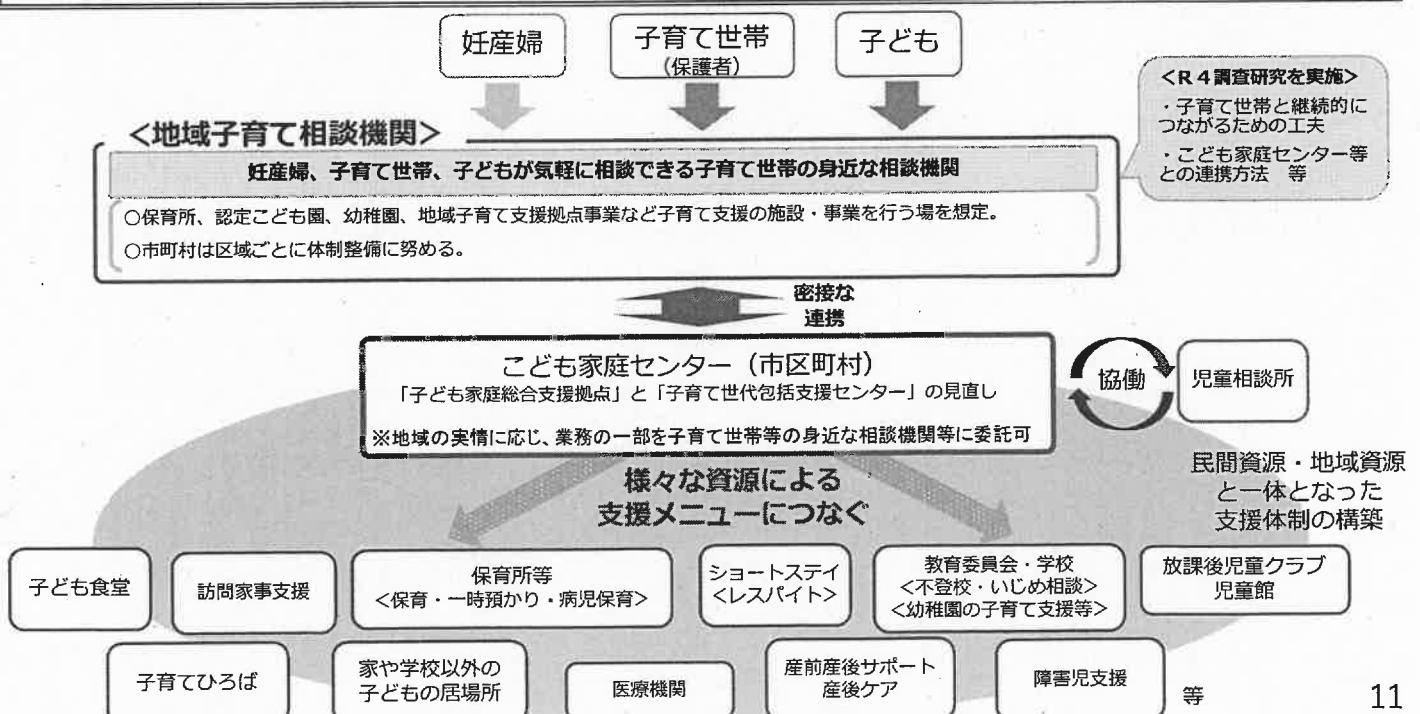
施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

10

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関。その整備により、子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。

※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦

- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。

- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

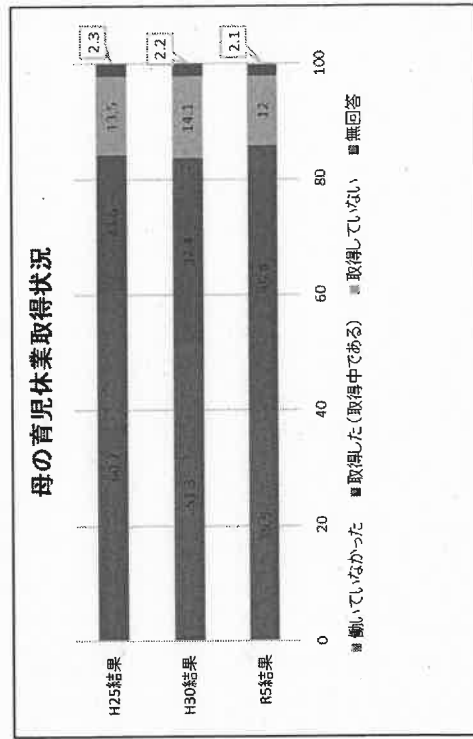
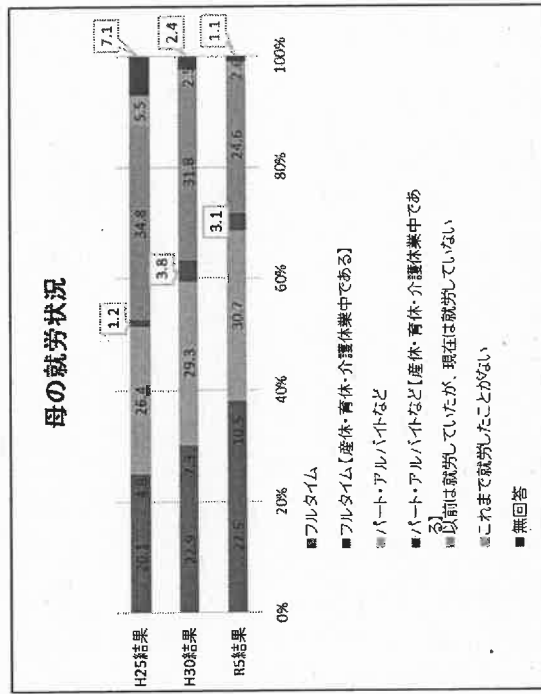
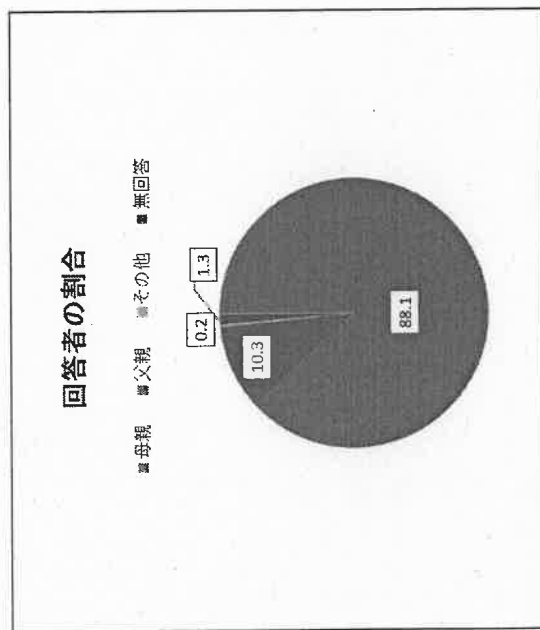
- 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施
 - ※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

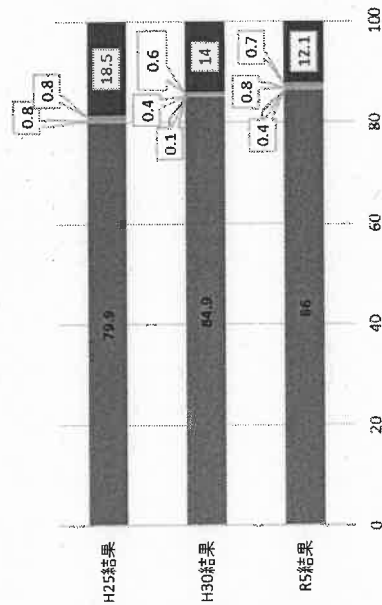
- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

今治市子ども子育て支援事業におけるニーズ調査(速報)

調査期間 R5.12.1～R5.12.18 延長R6.1.12まで
 配布数 2,000(未就学児がいる世帯の50%)
 回答数 899 件(回収率 45%)全小学校区から回答有

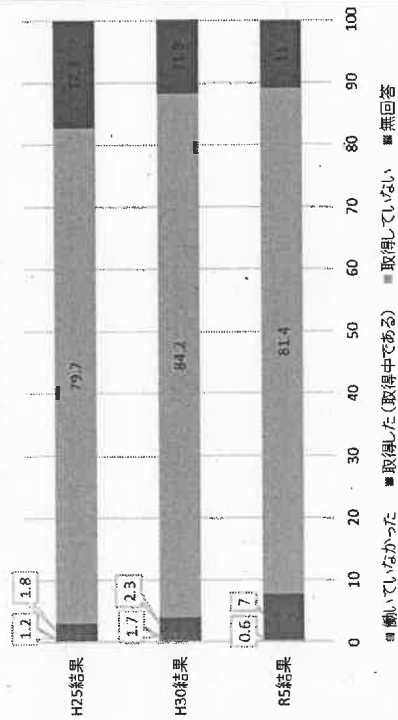


父の就労状況



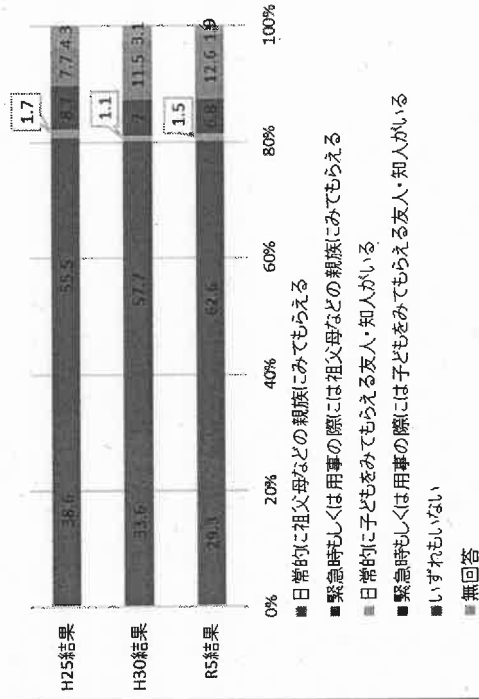
- フルタイム
- フルタイム【産休・育休・介護休業中である】
- パート・アルバイトなど
- パート・アルバイトなど【産休・育休・介護休業中である】
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

父の育児休業取得状況



- 働いていなかった
- 取得した(取得中である)
- 取得していない
- 無回答

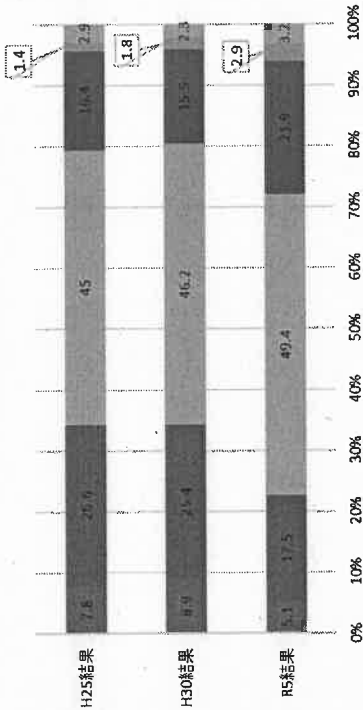
子どもを見てもらえる親族・知人



- 日常的に祖父母などの親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 無回答

	R5結果	H30結果	H25結果
日常的に祖父母などの親族にみてもらえる	29.3	33.6	38.6
緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる	62.6	57.7	55.5
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	1.5	1.1	1.7
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	6.8	7	8.7
いずれもない	12.6	11.5	7.7
無回答	1.9	3.1	4.3

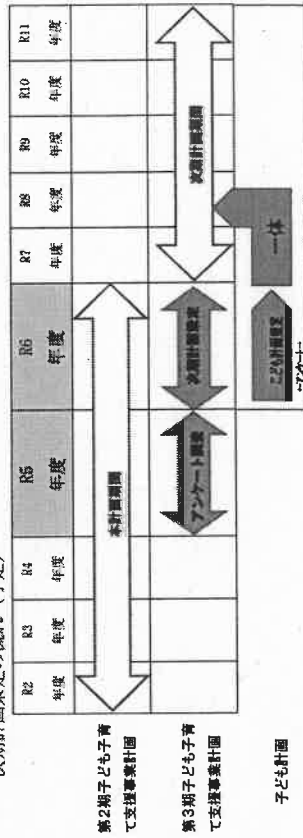
今治市における子育ての環境や支援への満足度



- 祖父母などの親族
- 友人や知人
- 近所の人
- 子育て支援施設（地域子育て支援拠点事業所（はりこ広場など）、児童館など）
- 保健所・保健センター
- 認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設
- 民生委員・児童委員
- かかりつけの医師
- 今治市の子育て関連担当窓口
- その他【例】ベビーシッター
無い、ない（ない）
- 無回答

	R5結果	H30結果	H25結果
満足度平均	3.00	2.75	2.76

次期計画策定の流れ（予定）



	R5結果	H30結果	H25結果	H25結果
祖父母などの親族	79.3	76	88	
友人や知人	63.3	68.1	77.3	
近所の人	6.2	6.2	10.3	
子育で支援施設(地域子育て支援拠点事業所(まりっこ広場など)、児童館など)	10.2	9.2	9.4	
保健所・保健センター	2.6	3.1	5.6	
保健所なども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設	35.7	34.7	38.3	
民生委員・児童委員	0.1	0.3	0.6	
かかりつけの医師	11.7	10.8	13.3	
今治市の子育て関連担当窓口	0.6	0.8	0.9	
その他【例】ベビーシッター	2.1	2.5	2.2	
いない(ない)	3.5	2.3	3.1	
無回答	2.8	8.8	3.5	

子ども子育て支援法第31条第2項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたっては子ども・子育て会議の意見を聴くこととされているところ、令和6年2月1日開催の「第1回今治市子ども・子育て会議 教育・保育部会」において、以下の特定教育・保育施設の利用定員変更について了承を得られましたので、ご報告致します。

(单位:人)

種別	施設名称	3号利用定員			2号利用定員			1号利用定員等			利用定員計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	2・3号	1号
保	白鳩保育園	10	15	15	16	7	7	-	-	-	70	-
幼保	認定こども園みどり幼稚園	9	18	20	27	28	28	65	65	65	130	195
幼保	はしまこが認定こども園	6	14	25	28	28	29	20	20	20	130	60
幼保	幼保連携型認定こども園晴心幼稚園	12	12	19	19	19	19	15	15	15	100	45
幼稚園	今治めぐみ幼稚園	-	-	6	20	14	14	26	15	15	54	56
新制度	ひまわり幼稚園	-	-	-	-	-	-	40	40	40	-	120
新制度	いずみ幼稚園	-	-	-	-	-	-	35	35	35	-	105
新制度	たんぽぽ幼稚園	-	-	-	-	-	-	8	8	9	-	25
新制度	近見虎岳幼稚園	-	-	-	-	-	-	33	33	34	-	100
新制度	立花幼稚園	-	-	-	-	-	-	70	70	70	-	210



(单位:人)

種別	施設名称	3号利用定員			2号利用定員			1号利用定員等			利用定員計	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	2・3号	1号
保	白鳩保育園	10	12	16	16	18	18	-	-	-	90	-
幼保	認定こども園みどり幼稚園	9	25	30	35	35	36	50	50	50	170	150
幼保	はしはまこがく認定こども園	9	21	26	28	28	28	15	15	15	140	45
幼保	幼保連携型認定こども園晴心幼稚園	12	12	19	19	19	19	11	12	12	100	35
幼稚園	今治めぐみ幼稚園	-	6	12	14	14	14	20	15	15	60	50
新制度	ひまわり幼稚園	-	-	-	-	-	-	25	25	25	-	75
新制度	いずみ幼稚園	-	-	-	-	-	-	25	25	25	-	75
新制度	たんぽぽ幼稚園	-	-	-	-	-	-	5	5	5	-	15
新制度	近見虎岳幼稚園	-	-	-	-	-	-	35	25	30	-	90
新制度	立花幼稚園	-	-	-	-	-	-	60	60	60	-	180
小規模A	今治こころ保育園	6	6	7	-	-	-	-	-	-	19	-
小規模A	にじのそら保育園	3	4	5	-	-	-	-	-	-	12	-

新 新

今治市子ども・子育て会議 未来子育て部会について（報告）

部会開催状況

第3回 【R6.2.8・泉部会長他 委員4名、事務局11名出席】

① 今治版ネウボラ拠点施設整備の検討について

（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備 基本計画（素案）について協議→

部会承認→子ども子育て会議へ

② 子ども子育て支援法に基づく基本指針の改正について

法改正に伴う事業の追加に伴い、本市が実施する具体的な取り組みについて